

専用サービス契約約款

平成21年10月23日

K V H 株式会社



目 次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 専用サービスの種類	6
第4条 専用サービスの種類	6
第3章 専用サービスの提供区間	6
第5条 専用サービスの提供区間	6
第4章 契 約 等	6
第6条 専用サービスの品目	6
第7条 契約の種別	6
第8条 契約の単位	6
第9条 共同専用契約	6
第10条 専用回線の終端	7
第11条 専用申込の方法	7
第12条 専用申込の承諾	7
第13条 最低利用期間	8
第14条 契約期間	8
第15条 種別等の変更	8
第16条 保守の態様による細目の変更	8
第17条 専用回線の移転	8
第18条 他社接続回線に係る変更等の通知	9
第19条 利用の一時中断	9
第20条 専用サービス利用権の譲渡	9
第21条 専用契約者が行う専用契約の解除	10
第22条 当社が行う専用契約の解除	10
第23条 その他の提供条件	10
第5章 付加機能	10
第24条 付加機能の提供	10
第6章 回線相互接続	10
第25条 当社又は他社の電気通信回線の接続	10
第26条 他社接続回線の相互接続等	11
第27条 他社接続回線接続変更	11
第28条 接続休止	11
第29条 相互接続点の所在場所の掲示等	11

第7章 利用中止等	1 1
第30条 利用中止	1 1
第31条 利用停止	1 2
第8章 利用の制限等	1 2
第32条 利用の制限	1 2
第33条 他社接続回線による制約	1 3
第9章 料金等	1 3
第34条 料金及び工事に関する費用	1 3
第35条 専用料の支払義務	1 3
第36条 工事費の支払義務	1 5
第37条 線路等設備費の支払義務	1 6
第38条 料金の計算方法等	1 6
第39条 料金等支払いの連帯責任	1 6
第40条 割増金	1 6
第41条 延滞利息	1 6
第42条 他社料金設定回線の料金の取扱い等	1 7
第43条 接続高速専用サービスに係る料金等	1 7
第10章 保守	1 7
第44条 専用契約者の維持責任	1 7
第45条 専用契約者の切分責任	1 7
第46条 修理又は復旧の順位	1 7
第11章 損害賠償	1 8
第47条 責任の制限	1 8
第48条 免責	1 9
第12章 雑則	1 9
第49条 承諾の限界	1 9
第50条 利用に係る専用契約者の義務	1 9
第51条 専用契約者以外の者の利用に係る専用契約者の義務	2 0
第52条 専用契約者からの専用回線の設置場所の提供等	2 0
第53条 専用契約者の氏名等の通知	2 0
第54条 協定事業者からの通知	2 1
第55条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	2 1
第56条 協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行	2 1
第57条 特定他社接続回線に関する手続きの代行	2 1
第58条 法令に規定する事項	2 2
第59条 技術的事項及び技術資料の閲覧	2 2

第60条 閲覧	22
第61条 預託金等	22
第62条 特約	22
第63条 個人情報の取扱い	22
別記	23
料金表	28
通則	28
第1表 専用料	32
第1類 高速専用サービスに関する専用料	32
1 適用	32
2 料金額	56
2-1 回線専用料	56
2-1-1 専用契約に係るもの(短期専用契約を除く。)	56
2-1-2 短期専用契約に係るもの	66
2-2 加算額	67
2-3 付加機能使用料	68
第2類 接続高速専用サービスに関する専用料	69
第2表 工事に関する費用	95
第1 工事費	95
第2 線路等設備費	97
別表 基本的な技術的事項	98
附則	99

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより専用サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 専用サービス	契約の申込み等により当社が提供する区間において当社等が設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス営業所	専用サービスに関する契約事務等を行う当社の事業所
5 専用契約	当社から専用サービスの提供を受けるための契約（短期専用契約となるものを除きます。）
6 短期専用契約	6カ月以上の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
7 専用申込	専用契約又は短期専用契約の申込み
8 専用申込者	専用申込をした者
9 専用契約者	当社と専用契約又は短期専用契約を締結している者
10 専用回線	専用契約又は短期専用契約に基づいて設置される電気通信回線
11 相互接続点	当社と当社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者

13 役務区間合算料金設定事業者	協定事業者であって役務区間合算料金（当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて設定する料金をいいます。以下同じとします。）を設定する者
14 接続専用回線	相互接続点にその一端又は両端が終端する専用回線
15 他社料金設定回線	接続専用回線であって、役務区間合算料金設定事業者がその料金を設定しているもの
16 他社接続回線	相互接続点において接続専用回線と接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
17 特定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者であって、別記 1 に定める特定の電気通信事業者
18 特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
19 接続専用回線等	接続専用回線及びその接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線
20 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
21 役務提供事業者	電気通信事業者であって、その電気通信事業者が定める契約約款等に基づき、当社が電気通信役務の提供を受けている者（当社が別に定める電気通信事業者に限ります。）
22 高速専用サービス	当社又は役務提供事業者が電気通信設備を設置して提供する専用サービス
23 接続高速専用サービス	接続専用回線等により当社が提供する専用サービス
24 端末設備	専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
25 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備
26 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
27 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
28 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
29 専用取扱局	電気通信設備を設置し、それにより専用サービスを提供する当社又は役務提供事業者の事業所
30 回線終端装置	専用回線の終端（相互接続点において回線終端装置が接続される形態に相当する接続専用回線以外の接続専用回線の相互接続点の部分を除きます。）の場所に当社が設置する装置

31 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

第 2 章 専用サービスの種類

（専用サービスの種類）

第 4 条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。

- (1) 高速専用サービス
- (2) 接続高速専用サービス

第 3 章 専用サービスの提供区間

（専用サービスの提供区間）

第 5 条 当社が提供する専用サービスの提供区間は、別記 2 に定めるところによります。

第 4 章 契約等

（専用サービスの品目）

第 6 条 専用サービスには、料金表第 1 表（専用料）に規定する品目があります。

（契約の種別）

第 7 条 専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 専用契約
- (2) 短期専用契約

ただし、接続高速専用サービスについては、短期専用契約は締結しません。

（契約の単位）

第 8 条 当社は、専用回線 1 回線ごとに 1 の専用契約（短期専用契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

（共同専用契約）

第 9 条 当社は、1 の専用回線について専用契約者が 2 人以上となる専用契約（以下「共同専用契約」といいます。）を締結します。

(専用回線の終端)

第10条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

2 当社は、前項の専用回線の終端(相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。)に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(専用申込の方法)

第11条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス営業所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類、種別及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) その他専用申込の内容を特定するための事項

2 接続専用回線に係る専用申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス営業所に提出していただきます。

- (1) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
- (2) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る区間
- (3) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
- (4) その他接続専用回線に係る専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第12条 当社は、専用申込があつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、短期専用契約に係る申込みがあつた場合は、高速専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その短期専用契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 専用サービスを提供することが技術上困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 接続専用回線に係る専用申込にあつては、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 料金表第1表(専用料)に別段の定めがあるとき。
- (5) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第 13 条 専用サービスには、料金表第 1 表（専用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間（短期専用契約に係るもの（高速専用サービスに限ります。）は、6 カ月間）とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除等（特定他社接続回線に係る契約の解除等を含みます。）専用サービスの品目の変更、料金表第 1 表に定める保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(契約期間)

第 14 条 専用サービスには、料金表第 1 表（専用料）に定めるところにより契約期間があります。

- 2 前項の契約期間は、第 13 条（最低利用期間）に規定する最低利用期間満了後も 30 日単位で自動更新するものとします。
- 3 前項の規定に基づき契約期間が延長されたときに、第 21 条（専用契約者が行う専用契約の解除）に基づき、契約者が 30 日以上予告期間をもって専用契約を解除する旨書面により当社に通知をした場合、予告期間の満了日をもって契約期間は終了するものとします。
- 4 第 2 項の契約期間内に専用契約の解除があった場合は、料金表第 1 表の規定を適用します。

(種別等の変更)

第 15 条 専用契約者は、その専用サービスに係る種別又は品目の変更を請求することができます。

ただし、種別又は品目の変更の扱いについて、料金表第 1 表（専用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(保守の態様による細目の変更)

第 16 条 専用契約者は、その接続専用回線（短期専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）について、料金表第 1 表（専用料）に規定する保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の移転)

第 17 条 専用契約者は、専用回線の移転を請求することができます。

ただし、相互接続点とその他の地点との間又は当社が別に定める専用回線にあっては専用取扱局（その専用回線の終端に対向する装置が設置される専用取扱局に限ります。）内にある終端の場所とその他の地点との間の移転については、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(他社接続回線に係る変更等の通知)

第 18 条 専用契約者は、その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を変更する場合には、その変更の内容を速やかに、専用サービス営業所に通知していただきます。

2 専用契約者は、その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に関し、次の場合には、そのことを速やかに専用サービス営業所に通知していただきます。

- (1) 他社接続回線に係る協定事業者との契約の解除
- (2) 他社接続回線に係る利用休止

3 当社は、前項の通知があったときは、第 21 条（専用契約者が行う専用契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

(利用の一時中断)

第 19 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用サービスの利用の一時中断（その専用契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(専用サービス利用権の譲渡)

第 20 条 専用サービス利用権（専用契約者が専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 専用サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により専用サービス営業所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により専用サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 専用サービス利用権を譲り受けようとする者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 共同専用契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係る全ての専用契約者の同意がないとき。
- (3) 接続専用回線に係る専用サービス利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその接続専用回線に接続される他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 専用サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、専用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第 21 条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことを 30 日前までに専用サービス営業所に書面により通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第 22 条 当社は、第 31 条（利用停止）の規定により専用サービスの利用を停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しないときは、その専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第 31 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ専用契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 23 条 専用契約に係るその他の提供条件については、別記 3 及び別記 4 に定めるところによります。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 24 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、料金表第 1 表（専用料）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、付加機能の提供について、料金表第 1 表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 6 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第 25 条 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線と当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続（相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合は除きます。）の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を専用サービス営業所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信に

ついて、その品質を保証しません。

(他社接続回線の相互接続等)

第 26 条 当社は、接続専用回線に係る専用申込又は接続専用回線の移転の請求を承諾したときは、その接続専用回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第 27 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その接続専用回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第 28 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除、相互接続協定に係る当社が別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線（他社料金設定回線に係るものに限り、）の契約解除により、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その接続専用回線について、接続休止とします。

ただし、その接続専用回線について、専用契約者から専用回線の移転、専用サービスの利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は専用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、その接続専用回線について接続休止をしようとするときは、あらかじめその接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。

3 接続専用回線の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続専用回線に係る専用契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

第 29 条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定する専用サービス営業所に掲示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第 7 章 利用中止等

(利用中止)

第 30 条 当社は、次の場合には、専用サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は役務提供事業者の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 29 条（相互接続点の所在場所の掲示等）の規定により、接続専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第 32 条（利用の制限）の規定により、専用サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを専用契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 31 条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間（その専用サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その専用サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（特定他社接続回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
 - (2) 第 50 条（利用に係る専用契約者の義務）又は第 51 条（専用契約者以外の者の利用に係る専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、専用回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 別記 8 及び別記 10 に定める当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、専用サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第 8 章 利用の制限等

（利用の制限）

第 32 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 1 5 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

（他社接続回線による制約）

第 33 条 専用契約者は、協定事業者の契約約款等の定めるところにより、その接続専用回線と接続する他社接続回線を使用することができない場合においては、その接続専用回線を使用することができません。

第 9 章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第 34 条 当社が提供する専用サービスの料金は、専用料とし、料金表第 1 表（専用料）に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスに係る工事に関する費用は、工事費及び線路等設備費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第 1 項に規定する専用料は、当社が提供する専用サービスの態様に応じて、回線専用料、加算額及び付加機能使用料を合算したものとします。

（専用料の支払義務）

第 35 条 専用契約者は、その専用契約に基づいて当社が高速専用サービスの提供を開始した日から起算して専用契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（専用料）に規定する専用料の支払いを要し

ます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により高速専用サービスを利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、高速専用サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由により、その高速専用サービスを全く利用できない状態（その専用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2 欄又は3 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（1 時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその高速専用サービス（その高速専用サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
2 当社又は役務提供事業者の故意又は重大な過失により、その高速専用サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応するその高速専用サービスについての料金
3 専用回線の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、高速専用サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（専用契約者の都合により、高速専用サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその高速専用サービス（その高速専用サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

3 第1項の期間において、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) 接続専用回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、専用契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、専用契約者は、その接続専用回線に係る料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>1 専用契約者の責めによらない理由により、接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（1時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその接続専用回線についての料金</p>
<p>2 接続専用回線の接続休止をしたとき。</p>	<p>接続専用回線の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続専用回線についての料金</p>
<p>備考 この表の1欄における「接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合」には、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他の当社が別に定める電気通信事業者の電気通信回線（事業法施行規則に定める専用役務に係るものに限ります。以下この備考において「他社専用回線」といいます。）を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。</p> <p>ただし、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他社専用回線について、利用の一時中断、利用停止又は専用契約の解除その他その接続専用回線の専用契約者若しくは他社専用回線の契約者の責めに帰すべき理由により、その接続専用回線又は他社専用回線を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合は、この限りではありません。</p>	

- 4 前2項の規定にかかわらず、当社が別に定める料金の扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 6 他社料金設定回線に係る専用料の支払義務については、前5項の規定にかかわらず、第42条（他社料金設定回線の料金の取扱い等）に規定するところによります。

（工事費の支払義務）

第36条 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路等設備費の支払義務)

第 37 条 専用契約者は、専用申込又は線路等設備を要する工事の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 2 (線路等設備費) に規定する線路等設備費の支払いを要します。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定にかかわらず、線路等設備費の支払いについて料金表第 2 表第 2 に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前 2 項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第 38 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第 39 条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、専用契約者が支払わなければならない料金その他の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

(割増金)

第 40 条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 41 条 専用契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

(他社料金設定回線の料金の取扱い等)

第 42 条 接続専用回線のうち別記 5 に定めるものについては、他社料金設定回線とし、その専用契約者は、相互接続協定に基づき役務区間合算料金設定事業者の契約約款等に定めるところにより、その専用料の支払いを要します。

2 前項の場合において、役務区間合算料金設定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記 6 に定めるところによります。

(接続高速専用サービスに係る料金等)

第 43 条 接続高速専用サービスに係る料金及び工事費並びに責任の制限については、料金表通則、料金表第 1 表(料金)及び料金表第 2 表第 1(工事費)に定めるところによります。

2 接続高速専用サービスに係る線路等設備費については、第 37 条(線路等設備費の支払義務)及び料金表第 2 表第 2(線路等設備費)の規定に基づき支払いを要します。

第 10 章 保守

(専用契約者の維持責任)

第 44 条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第 45 条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線(接続専用回線と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。)を利用することができなくなったときは、その自営端末設備及び自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社は、専用取扱局において、当社又は役務提供事業者が試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社又は役務提供事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備及び自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している専用契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第 46 条 当社は、専用回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することがで

きないときは、第 32 条（利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の専用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する専用回線
1	気象機関との専用契約に係るもの 水防機関との専用契約に係るもの 消防機関との専用契約に係るもの 災害救助機関との専用契約に係るもの 警察機関との専用契約に係るもの 防衛機関との専用契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 選挙管理機関との専用契約に係るもの 別記 1 5 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との専用契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との専用契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との専用契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

（注） 当社は、当社又は役務提供事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第 11 章 損害賠償

（責任の制限）

第 47 条 当社は、高速専用サービスを提供すべき場合において、当社又は役務区間合算料金設定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その高速専用サービスが全く利用できない状態（その専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、役務区間合算料金設定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第 1 項の場合において、当社は、高速専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知

った時刻以後のその状態が連続した時間（1時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する当該高速専用サービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（その高速専用サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- 3 当社の故意又は重大な過失により高速専用サービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、まったく利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第48条 当社は、専用回線の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（専用取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

（承諾の限界）

第49条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社又は役務提供事業者の業務遂行上支障があるとき（その請求に係る専用回線が接続専用回線である場合において、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した専用契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る専用契約者の義務）

第50条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は役務提供事業者（以下この条において「当社等」といいます。）が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線に線

条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社等が専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 当社等が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(専用契約者以外の者の利用に係る専用契約者の義務)

第 51 条 専用契約者は、その専用回線を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 専用契約者は、その専用サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 専用契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第 3 号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第 44 条 (専用契約者の維持責任)
- イ 第 45 条 (専用契約者の切分責任)
- ウ 別記 7 (自営端末設備の接続)
- エ 別記 8 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記 9 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記 10 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(専用契約者からの専用回線の設置場所の提供等)

第 52 条 専用契約者からの専用回線の設置場所の提供等については、別記 12 に定めるところによります。

(専用契約者の氏名等の通知)

第 53 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、専用契約者(その協定事業者と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 54 条 当社は、専用契約者が第 18 条（他社接続回線に係る変更等の通知）に規定する通知を行わなかった場合、又は当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、相互接続協定に基づき、協定事業者から他社接続回線に係る専用契約者の情報の通知を受けることがあります。専用契約者は、これを承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第 55 条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行)

第 56 条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(特定他社接続回線に関する手続きの代行)

第 57 条 当社は、接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線に関する申込、請求及び届出等について、当該特定他社接続回線に係る特定事業者に対する手続きの代行を行います。

2 前項の実施にあたり、当該専用申込者又は専用契約者は、あらかじめ当社に当該申込、請求及び届出等に関する当該特定事業者所定の書類を、当社の専用サービス営業所に提出していただきます。

(法令に規定する事項)

第 58 条 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に定める事項は、別記 7 から別記 11 に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 59 条 専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する専用サービス営業所において、専用サービスを利用するうえで参考となる別記 16 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(閲覧)

第 60 条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(預託金等)

第 61 条 当社は、専用契約者の支払義務の担保としての預託金の支払や前払金の支払その他支払条件の変更等当社の債権保全のための合理的措置を要求することができるものとします。また、当社は、専用契約者の当社に対する全債務（請求書送付前の本サービスの請求金額を含む。）の与信限度を設定することができるものとします。

(特約)

第 62 条 この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(個人情報の取扱い)

第 63 条 当社は、専用サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記 13 及び当社が別に定めるところによります。

別記

1 特定事業者

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

2 専用サービスの提供区間

当社が提供する専用サービスの提供区間は、次のとおりとします。

(1) 高速専用サービスに係るもの

下表に掲げる営業区域内における専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下、この別記2において同じとします。）相互間

区 分	提供区域
関東エリア	東京都の一部、千葉県の一部、神奈川県の一部、埼玉県の一部
関西エリア	大阪府の一部、兵庫県の一部

営業区域内における専用回線の終端と相互接続点との間

その他、当社が別に定める区間

(2) 接続高速専用サービスに係るもの

下表の関東エリア又は関西エリアのうちの営業区域内（この別記2の(1)における営業区域をいいます。以下同じとします。）における接続専用回線の終端（相互接続点となる部分を除きます。以下、この別記2において同じとします。）とその接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線（東京都内（島嶼部を除く。）神奈川県内又は大阪府内（兵庫県尼崎市を含みます。以下同じとします。））に限り、）の終端（相互接続点となる部分を除きます。）との間

区 分	提供区域
関東エリア	東京都（島嶼部を除く。）神奈川県、千葉県の一部、埼玉県の一部
関西エリア	大阪府、兵庫県の一部

3 氏名等の変更の届出

(1) 専用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は料金等請求書の送付先に変更があった場合には、そのことを速やかに専用サービス営業所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず専用サービス営業所に届出がないときは、第22条（当社が行う専用契約の解除）及び第31条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、

住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、専用サービス営業所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱いません。

5 他社料金設定回線

当社は、当社が別に定める協定事業者の契約に基づき設置される電気通信設備と接続する接続専用回線について、他社料金設定回線として取り扱います。

6 他社料金設定回線の料金の取扱い等

- (1) 他社料金設定回線に係る料金は、その他社料金設定回線とその他社料金設定回線と接続される他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者(その他社接続回線が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社が別に定める協定事業者とします。以下この別記6において同じとします。)の契約約款等に定めるところによります。
- (2) (1)の規定により、他社接続回線に係る協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、他社料金設定回線の料金のうち、次に掲げる料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

ア 回線終端装置の加算額

イ 配線設備の加算額

7 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者とその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者とその自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、専用回線を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

12 専用契約者からの専用回線の設置場所の提供等

- (1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下本項において同じとします。）又は建物内において、当社又は役務提供事業者（以下本項において「当社等」といいます。）が専用回線を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社等が専用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、専用契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内又は建物内において、当社等の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (4) 前(3)の規定にかかわらず専用回線の終端のある構内又は建物内において、電気通信設備を設置するための管路等を当社が設置することとなる場合は、専用契約者は、第 3 7 条（線路等設備費の支払義務）及び料金表第 2 表第 2（線路等設備費）の規定に基づき線路等設備費の支払いを要します。

13 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、専用契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 専用契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

14 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、専用申込者又は専用契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

15 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

16 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的条件
--

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料金表

通則

(特定専用料等の設定)

- 1 接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線(特定事業者の提供する高速デジタル伝送サービスに係るもの)に限ります。以下、この料金表において同じとします。)に係る料金又は工事費(特定事業者の定める専用サービス契約約款(料金表を含みます。以下、この料金表において同じとします。)の規定により、当該特定事業者が設定することとした料金又は工事に関する費用を除いたものとします。以下「特定専用料等」といいます。)は当社が設定するものとします。

(接続高速専用サービスに関する専用料等)

- 2 接続専用回線に係る専用料及びその接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線の特定専用料等の料金を合わせて「接続高速専用サービスに関する専用料」(以下、同じとします。)とします。

接続高速専用サービスに関する専用料は、料金表第1表(料金)第2類(接続高速専用サービスに関する専用料)に定めるところによります。

また、接続専用回線に係る工事費又はその接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線の特定専用料等の工事費(以下「接続高速専用サービスに関する工事費」といいます。)は、料金表第2表(工事に関する費用)第1の2(接続高速専用サービスに関する工事費)に定めるところによります。

- 3 料金表第1表(料金)第2類(接続高速専用サービスに関する専用料)に定める特定他社接続回線に係る適用は、次のとおりとします。

(1) 同表に規定する回線専用料の距離区分における「同一単位料金区域内のもの」は、特定他社接続回線の終端(相互接続点となる部分を除きます。以下、同じとします。)の場所が、相互接続点のある単位料金区域(特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する単位料金区域をいいます。)内にある場合に適用します。

(2) 同表に規定する回線専用料の距離区分における「上記以外のもの」は、この通則3の(1)以外の場合をいいます。

(3) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除きます。)神奈川県内又は大阪府内に終始するものに限りま

(接続高速専用サービスに関する専用料の支払義務)

- 4 専用契約者は、接続高速専用サービスに関する専用料を当社に支払っていただきます。

(接続高速専用サービスに関する専用料に係るその他の取り扱い)

- 5 接続高速専用サービスに関する専用料に係るその他の取り扱いについては、第35条(専用料の支払義務)第1項、第2項及び第5項に規定する高速専用サービスの場合に準じて取り扱います。この場合において、接続高速専用サービスに関する回線専用料の扱いについて料金表第1表(料金)第2類(接続高速専用サービスに関する

専用料)に、サービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

(接続高速専用サービスに関する工事費の支払義務)

6 専用契約者は、接続高速専用サービスに関する工事費を当社に支払っていただきます。

(接続高速専用サービスに関する工事費に関するその他の取り扱い)

7 接続高速専用サービスに関する工事費に関するその他の取り扱いについては、第36条(工事費の支払義務)の規定に準じて取り扱います。

(接続高速専用サービスに係る責任の制限)

8 当社は、接続高速専用サービスを提供すべき場合において、当社又は特定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その接続高速専用サービスが全く利用できない状態(その接続専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この通則8及び通則9において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

9 通則8の場合において、当社は、接続高速専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(通則8に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この通則9において同じとします。)に対応する当該接続高速専用サービスに係る料金額(この約款の規定により当社が定める料金額(その接続高速専用サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)に限ります。)を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

10 通則8の場合において、当社又は特定事業者の故意又は重大な過失により接続高速専用サービスの提供をしなかったときは、通則9の規定は適用しません。

(料金の計算方法)

11 当社は、専用契約者がその専用契約に基づいて支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

12 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日により専用回線の提供の開始等があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日により専用契約の解除等があったとき。
- (3) 料金月の初日に専用回線の提供の開始等を行い、その日にその専用契約の解除等があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日により専用サービスの種別の変更又は品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少し

たとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第35条(専用料の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。

13 通則12の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

14 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円(1.05円)未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

15 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

16 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

17 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則15及び通則16の規定にかかわらず、専用契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

18 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 通則18に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

19 第35条(専用料の支払義務)から第37条(線路等設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注2) この料金表が表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

20 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金

又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス営業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 専用料

第1類 高速専用サービスに関する専用料

1 適用

区 分	内 容		
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。 ア 専用契約に係るもの（短期専用契約に係るものを除きます。）		
	品 目	内 容	
	高 速 品 目	64kb/s	64 キロビット / 秒の符号伝送が可能なもの
		128kb/s	128 キロビット / 秒の符号伝送が可能なもの
		1.5Mb/s	1.536 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの
		2Mb/s	1.984 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの
	超 高 速 品 目	45Mb/s	インターフェース速度が 44.736 メガビット / 秒のもの
		155Mb/s	インターフェース速度が 155.520 メガビット / 秒のもの
		622Mb/s	インターフェース速度が 622.080 メガビット / 秒のもの
		1G Fibre Channel SM	1062.5 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの
		1G Fibre Channel MM	1062.5 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの
		2G Fibre Channel SM	2125 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの
		2G Fibre Channel MM	2125 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの
		2.4Gb/s	インターフェース速度が 2488.320 メガビット / 秒のもの
		10Gb/s	インターフェース速度が 9953.280 メガビット / 秒のもの
	イ-サ-ネ-ツ 品 目	10BaseT	10 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの
		100BaseFX	100 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの
		100BaseTX	100 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの
		1000BaseSX	1000 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの
		1000BaseLX	1000 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの
10GBaseLR		10 キロビット / 秒の符号伝送が可能なもの	
マルチネット 品 目	DS3	44.736 メガビット / 秒までの多重化が可能なもの	
アクセス T1 品目		1.536 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	

区 分	内 容												
	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 高速品目の 64kb/s 及び 128kb/s は、接続専用回線に限り提供します。 2 . マルチコネクタ品目の DS3 の伝送速度は、一方の終端(「ホストアクセス」といいます。)は、45Mb/s、他方の終端(以下、「チャンネル」といいます。)は、1.5Mb/s とし、1 回線当りの最大チャンネル数は、28 チャンネルとします。 3 接続専用回線は、高速品目(エコノミーハイクラスの 1.5Mb/s 及び 2Mb/s を除きます。) 超高速品目(1G Fibre Channel SM、1G Fibre Channel MM、2G Fibre Channel SM 及び 2G Fibre Channel MM を除きます。) 及びイーサネット品目(エコノミーハイクラスの 10BaseT、100BaseFX、100BaseTX、1000BaseSX、1000BaseLX 及び 10GBaseLR を除きます。)に限り提供します。 4 . 高速品目の 2Mb/s 及びイーサネット品目エコノミーハイクラスの 1000BaseSX、1000BaseLX 及び 10GBaseLR については、回線距離が 20km までのものに限り提供します。 5 . 高速品目エコノミーハイクラスの 1.5Mb/s・2Mb/s、イーサネット品目エコノミーハイクラスの 10BaseT・100BaseFX・100BaseTX・1000BaseSX・1000BaseLX・10GbaseLR、イーサネット品目 Super Eco クラスの 1000BaseSX・1000BaseLX、イーサネット品目 Super Eco SS クラスの 1000BaseSX・1000BaseLX 及びマルチコネクタ品目のチャンネルは当社が別に定める区間に限り提供します。 6 . 当社は、高速品目、超高速品目、イーサネット品目及びアクセス T1 品目の専用回線のうち、当社が別に定めるものについて、その専用回線が同一の都府県内に終始する場合の専用回線を別に提供します。 7 . アクセス T1 品目の伝送速度は、一方の終端(以下、「センタアクセス」といいます。)は、1.5Mb/s とし、他方の終端(以下、「端末アクセス」といいます。)は、64kb/s 又は 128kb/s とします。 <p>イ 短期専用契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="496 1704 1337 1998"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 1704 612 1751">品 目</th> <th data-bbox="612 1704 1337 1751">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1751 612 1798">超 高 速</td> <td data-bbox="612 1751 1337 1798">45Mb/s インターフェイス速度が 44.736 メガビット/秒のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1798 612 1845">品 目</td> <td data-bbox="612 1798 1337 1845">155Mb/s インターフェイス速度が 155.520 メガビット/秒のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1845 612 1892"></td> <td data-bbox="612 1845 1337 1892">622Mb/s インターフェイス速度が 622.080 メガビット/秒のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1892 612 1939"></td> <td data-bbox="612 1892 1337 1939">2.4Gb/s インターフェイス速度が 2488.320 メガビット/秒のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1939 612 1998"></td> <td data-bbox="612 1939 1337 1998">10Gb/s インターフェイス速度が 9953.280 メガビット/秒のもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	超 高 速	45Mb/s インターフェイス速度が 44.736 メガビット/秒のもの	品 目	155Mb/s インターフェイス速度が 155.520 メガビット/秒のもの		622Mb/s インターフェイス速度が 622.080 メガビット/秒のもの		2.4Gb/s インターフェイス速度が 2488.320 メガビット/秒のもの		10Gb/s インターフェイス速度が 9953.280 メガビット/秒のもの
品 目	内 容												
超 高 速	45Mb/s インターフェイス速度が 44.736 メガビット/秒のもの												
品 目	155Mb/s インターフェイス速度が 155.520 メガビット/秒のもの												
	622Mb/s インターフェイス速度が 622.080 メガビット/秒のもの												
	2.4Gb/s インターフェイス速度が 2488.320 メガビット/秒のもの												
	10Gb/s インターフェイス速度が 9953.280 メガビット/秒のもの												

区 分	内 容																					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">イーサネット 品目</td> <td style="text-align: center;">10BaseT</td> <td style="text-align: center;">10 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100BaseFX</td> <td style="text-align: center;">100 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100BaseTX</td> <td style="text-align: center;">100 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000BaseSX</td> <td style="text-align: center;">1000 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000BaseLX</td> <td style="text-align: center;">1000 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 短期専用契約は、接続専用回線に限り提供します。</td> </tr> </table>	イーサネット 品目	10BaseT	10 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100BaseFX	100 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100BaseTX	100 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1000BaseSX	1000 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1000BaseLX	1000 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの	備考 短期専用契約は、接続専用回線に限り提供します。									
イーサネット 品目	10BaseT		10 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
	100BaseFX		100 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
	100BaseTX		100 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
	1000BaseSX		1000 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
	1000BaseLX	1000 マガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
備考 短期専用契約は、接続専用回線に限り提供します。																						
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、専用回線（短期専用契約に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。）の料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様等による細目を定めます。</p> <p>ア サービスクラスによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通常クラス</td> <td style="text-align: center;">下記以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エコノミークラス</td> <td style="text-align: center;">故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 サービスクラスによる区別は、接続専用回線の高速品目（2Mb/sを除く。）のものにあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ サービスグレードによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プレミアデュアルクラス</td> <td style="text-align: center;">中継回線及び端末回線が二重化されているもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">デュアルクラス</td> <td style="text-align: center;">中継回線に限り二重化されているもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エコノミーハイクラス</td> <td style="text-align: center;">中継回線及び端末回線が二重化されていないもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Super Eco クラス</td> <td style="text-align: center;">中継回線に限り二重化されているものであって、当社が別に定めるところにより、その専用回線に係る伝送設備について1のパッケージを共用してポートを使用するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Super Eco SS クラス</td> <td style="text-align: center;">中継回線及び端末回線が二重化されていないものであって、当社が別に定めるところにより、2の専用回線を1のペア専用回線（以下同じとします。）として提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>		区 別	内 容	通常クラス	下記以外のもの	エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの	備考 サービスクラスによる区別は、接続専用回線の高速品目（2Mb/sを除く。）のものにあります。		区 別	内 容	プレミアデュアルクラス	中継回線及び端末回線が二重化されているもの	デュアルクラス	中継回線に限り二重化されているもの	エコノミーハイクラス	中継回線及び端末回線が二重化されていないもの	Super Eco クラス	中継回線に限り二重化されているものであって、当社が別に定めるところにより、その専用回線に係る伝送設備について1のパッケージを共用してポートを使用するもの	Super Eco SS クラス	中継回線及び端末回線が二重化されていないものであって、当社が別に定めるところにより、2の専用回線を1のペア専用回線（以下同じとします。）として提供するもの
区 別	内 容																					
通常クラス	下記以外のもの																					
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの																					
備考 サービスクラスによる区別は、接続専用回線の高速品目（2Mb/sを除く。）のものにあります。																						
区 別	内 容																					
プレミアデュアルクラス	中継回線及び端末回線が二重化されているもの																					
デュアルクラス	中継回線に限り二重化されているもの																					
エコノミーハイクラス	中継回線及び端末回線が二重化されていないもの																					
Super Eco クラス	中継回線に限り二重化されているものであって、当社が別に定めるところにより、その専用回線に係る伝送設備について1のパッケージを共用してポートを使用するもの																					
Super Eco SS クラス	中継回線及び端末回線が二重化されていないものであって、当社が別に定めるところにより、2の専用回線を1のペア専用回線（以下同じとします。）として提供するもの																					

区 分	内 容
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考</p> <p>1. サービスグレードによる区別は、高速品目の 1.5Mb/s、2Mb/s 及びイーサネット品目の 10BaseT、100BaseFX、100BaseTX、1000BaseSX、1000BaseLX、10GBaseLR 並びにマルチコネクタ品目のチャンネルのうち、当社が別に定める専用回線のものにあります。</p> <p>2. Super Eco クラス及び Super Eco SS クラスは、当社が別に定めるところにより 1000BaseSX 及び 1000BaseLX に限り提供します。</p> </div>
(3) 回線距離の測定	<p>回線距離は、その専用回線の双方の終端（相互接続点を含みます。以下この欄において同じとします。）の直線距離により測定します。</p> <p>直線距離は、双方の終端の緯度、経度に基づき算定します。（算定した結果、1km未滿の端数が生じたときは、小数点以下第2位を四捨五入します。）</p>
(4) 専用回線の終端の変更があった場合の料金の適用	<p>接続専用回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転工事等により、その専用回線の終端に変更があったときは、回線専用料を再算定します。</p>
(5) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 高速専用サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第35条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線専用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に高速専用サービスの品目、サービスクラスによる区別若しくはサービスグレードによる区別の変更、専用回線の移転又は第1類で規定する品目と第2類で規定する品目相互間における変更があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目、サービスクラスによる区別若しくはサービスグレードによる区別の変更又は第1類で規定する品目と第2類で規定する品目相互間における変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料を合算して行います。</p> <p>オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、他社料金設定回線について、最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>

区 分	内 容
(6) 契約期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 高速専用サービスには、契約期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、契約期間内に専用契約の解除があった場合は、第35条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線専用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、他社料金設定回線について、契約期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、役務区間合算料金設定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>
(7) 種別の変更に係る取扱い	<p>ア 種別の変更は、短期専用契約から専用契約（短期専用契約に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。）への変更の場合に限り行うことができます。</p> <p>イ 当社は、専用契約者から、専用契約から短期専用契約への変更の申出があった場合は、専用契約の解除があったものとして取り扱います。</p> <p>ウ アの規定により、種別を変更しようとするときは、短期専用契約の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ アの規定による種別の変更と同時に品目の変更（変更後の品目が変更前の品目より、高速の品目となる場合に限り品目の変更ができるものとします。）を行うことができます。</p> <p>オ ア又はエの規定により、種別の変更等（種別の変更と同時に品目の変更を行う場合を含みます。以下、この欄において同じとします。）をしたときは、変更後の種別の回線専用料については、その種別の変更等を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種別の最低利用期間満了日については、変更前の種別の利用を開始した日から起算して算出します。</p> <p>カ ア又はエの規定に基づき、種別の変更等を行った場合は、(5)欄のウの規定は適用しません。</p>

区 分	内 容
<p>(8) マルチコネク 品目を利用してい る場合の料金等の 適用</p>	<p>ア マルチコネク品目を利用している場合の専用回線の回線専用料は、2-1-1 に規定する基本料とチャンネル分割料を合算して適用します。</p> <p>イ マルチコネク品目を利用している場合の加算額又は工事費は、(1)欄の備考 に規定する伝送速度に対応した加算額又は工事費を適用します。</p> <p>ウ マルチコネク品目の専用回線の回線距離の算定は次のとおりとします。 (ア) 基本料に係る専用回線の回線距離 その専用回線に収容されているすべてのチャンネルについて、双方の終端の直 線距離を測定（この表の(3)欄に基づきます。）し、これらのチャンネルの回線 距離を各チャンネルに対応した伝送速度により加重平均をして、その専用回線 の回線距離とします。</p> <p>(イ) チャンネル分割料に係る専用回線の回線距離 この表の(3)欄の回線距離の測定方法と同様とします。</p> <p>エ マルチコネク品目の専用回線にチャンネルの増設又は廃止の請求をすること ができます。この場合は、第11条（専用申込の方法）、第12条（専用申込の 承諾）及び第13条（最低利用期間）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>オ 前項の請求があったときは、回線専用料を再算定します。</p>
<p>(9) アクセス T1 品目 を利用している場 合の料金等の適用</p>	<p>ア アクセス T1 品目を利用している場合の専用回線の回線専用料は、2-1-1 に規 定する回線専用料を適用します。</p> <p>イ アクセス T1 品目を利用している場合の加算額又は工事費は、(1)欄の備考に 規定する伝送速度に対応した加算額又は工事費を適用します。</p> <p>ウ アクセス T1 品目の専用回線の回線距離は、1の端末アクセスごとに、セン タアクセスの終端と端末アクセスの終端相互間の直線距離により測定します。</p> <p>エ アクセス T1 品目の専用回線に端末アクセスの増設又は廃止の請求をすること ができます。この場合は、第11条（専用申込の方法）、第12条（専用申込 の承諾）及び第13条（最低利用期間）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>オ アからエまでの規定にかかわらず、端末アクセスに係る申込み又は増設の請 求があった場合は、高速専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に 余裕があるときに限り、その端末アクセスに係る申込み又は増設の請求を承諾 します。</p>

区 分	内 容									
(10) 長期継続利用に係る回線専用料の適用	<p data-bbox="496 371 1370 640">ア 当社は、専用契約者（短期専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約者に係る専用回線又は接続専用回線等について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における回線専用料については、2-1-1の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="520 696 1362 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 696 711 741">種 類</th> <th data-bbox="711 696 979 741">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="979 696 1362 741">回線専用料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 741 711 786">(ア) 3年利用</td> <td data-bbox="711 741 979 786">3年間</td> <td data-bbox="979 741 1362 786">2-1-1の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 786 711 831">(イ) 5年利用</td> <td data-bbox="711 786 979 831">5年間</td> <td data-bbox="979 786 1362 831">2-1-1の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="496 902 1370 1025">イ 長期継続利用に係る回線専用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p data-bbox="496 1048 1370 1171">ウ 長期継続利用に係る回線専用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p data-bbox="496 1193 1370 1361">エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線又は接続専用回線等について、その専用契約の解除等（特定他社接続回線については特定事業者の定める専用サービスに係る契約約款等に規定する利用休止又は契約の解除等を含みます。以下、この欄において同じとします。）があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p data-bbox="496 1384 1370 1507">オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p data-bbox="496 1529 1370 1653">カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p data-bbox="496 1675 1370 1843">キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の回線専用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p>	種 類	継続して利用する期間	回線専用料の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2-1-1の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 5年利用	5年間	2-1-1の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	回線専用料の減額（月額）								
(ア) 3年利用	3年間	2-1-1の額に0.07を乗じて得た額								
(イ) 5年利用	5年間	2-1-1の額に0.11を乗じて得た額								

区 分	内 容						
	<p>ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目の変更、サービスクラスによる区別若しくはサービスグレードによる区別の変更、専用回線若しくは接続専用回線等の移転又は第1類で規定する品目と第2類で規定する品目相互間における変更によりその専用契約に係る回線専用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="533 748 1362 1084"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 748 879 792">区 分</th> <th data-bbox="879 748 1362 792">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 792 879 987">(ア) 品目の変更等により回線専用料が減少した場合</td> <td data-bbox="879 792 1362 987">残余の期間に対応する回線専用料差額(減少前の回線専用料から減少後の回線専用料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 987 879 1084">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td data-bbox="879 987 1362 1084">残余の期間に対応する廃止前の回線専用料に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払いを要する額	(ア) 品目の変更等により回線専用料が減少した場合	残余の期間に対応する回線専用料差額(減少前の回線専用料から減少後の回線専用料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の回線専用料に0.35を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(ア) 品目の変更等により回線専用料が減少した場合	残余の期間に対応する回線専用料差額(減少前の回線専用料から減少後の回線専用料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の回線専用料に0.35を乗じて得た額						
(11) 専用取扱局内を 終端とする専用回線に係る回線専用料の適用	<p>高速品目、超高速品目又はイーサネット品目の専用回線(接続専用回線に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。)であって、その終端の場所を専用取扱局(当社が別に定める専用取扱局に限ります。)内とするものの回線専用料については、2-1-1に規定する回線専用料から専用取扱局内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。</p>						

区 分	内 容	
	月額	
	品 目	回線専用料の減額 (税込額)
	高速品目	1.5Mb/s 24,000 円 (25,200 円)
		2Mb/s 63,400 円 (66,570 円)
	超高速品目	45Mb/s 120,000 円 (126,000 円)
		155Mb/s 190,000 円 (199,500 円)
		622Mb/s 390,000 円 (409,500 円)
		1G Fibre Channel SM 又は 1G Fibre Channel MM 400,000 円 (420,000 円)
		2G Fibre Channel SM 又は 2G Fibre Channel MM 600,000 円 (630,000 円)
		2.4Gb/s 640,000 円 (672,000 円)
		10Gb/s 1,040,000 円 (1,092,000 円)
	イーサネット品目	10BaseT 54,000 円 (56,700 円)
		100BaseFX 又は 100BaseTX 120,000 円 (126,000 円)
		1000BaseSX 又は 1000BaseLX 360,000 円 (378,000 円)
		10GBaseLR 1,040,000 円 (1,092,000 円)
	備考 上表の高速品目の 1.5Mb/s 又は 2Mb/s 及びイーサネット品目の 10BaseT、100BaseFX、100BaseTX、1000BaseSX、1000BaseLX 又は 10GBaseLR は、プレミアムデュアルクラスのものに限りま	
(12) 高額利用に係る回線専用料等の割引の適用	<p>ア 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下この欄において「高額利用割引」といいます。）を行います。</p> <p>1 の高額利用指定回線群（専用契約者が指定する 2 以上の専用回線（第 2 類で規定する接続専用回線等を含みます。以下、この欄において同じとします。）その専用契約者に係る専用回線に限りま</p> <p>以下、この欄において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成する専用回線の回線専用料及び加算額（以下、この欄において「回線専用料等」といいます。）この表の(11)欄までの適用又は第 2 類第 1 の 1（適用）の表の(12)欄までの適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下、この欄において同じとします。）の合計額をいいます。以下、この欄において同じとします。）が 50 万円(52.5 万円)以上の場合（次表に規定する適用対象品目に限りま</p> <p>す。）であって、その専用契約者から申出があったとき。</p>	

区 分	内 容
	<p>カ エ又はオに規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその専用回線の回線専用料等は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <p>キ 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する専用回線 1 回線当たりの回線専用料等を確定する必要があるときは、その回線専用料等は次の算式により算出します。</p> $\text{専用回線 1 回線当たりの回線専用料等} = \frac{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額}}{\text{高額利用割引適用前のその専用回線の回線専用料等}} \times \frac{\text{高額利用割引適用前の高額利用指定回線群の料金額}}{\text{高額利用割引適用前のその専用回線の回線専用料等}}$ <p>ク 前項の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額からその高額利用指定回線群を構成するすべての専用回線について前項の算式により算出した専用回線 1 回線当たりの回線専用料等を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を専用契約者が指定する 1 の専用回線(その高額利用指定回線を構成するものに限ります。)の回線専用料等に加算するものとしします。</p>
(13) サービス品質に係る料金の適用	<p>ア 故障回復時間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、高速品目(エコノミーハイクラスの 1.5Mb/s 及び 2Mb/s を除きます。) 超高速品目、イーサネット品目(エコノミーハイクラスの 10BaseT、100BaseFX、100BaseTX、1000BaseSX、1000BaseLX、10GbaseLR 及び Super Eco クラス並びに Super Eco SS クラスを除きます。) マルチコネクタ品目(エコノミーハイクラスのチャンネルを除きます。) 及びアクセス T1 品目に係る専用回線(高速品目の接続専用回線(エコノミークラスののものに限ります。) 及びイーサネット品目の接続専用回線(デュアルクラスののものに限ります。) に係るものを除きます。以下、この欄において同じとしします。)の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態(その専用回線に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となった場合を含みます。以下アにおいて同じとしします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻(第 4 5 条(専用契約者の切分責任)の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻としします。)とします。)から起算して 1 時間以上その状態が連続したときに限り、その専用契約に係る料金(以下アにおいて「故障返還料金額」といいます。)を返還します。</p>

区 分	内 容
	<p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第35条（専用料の支払義務）第2項の規定を適用します。</p> <p>第30条（利用中止）第1項の規定により高速専用サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを専用契約者に通知したとき。</p> <p>第31条（利用停止）第1項の規定により高速専用サービスの利用を停止したとき。</p> <p>故障の原因が、専用回線の終端側にあった場合で、専用契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>第28条（接続休止）の規定により高速専用サービスについて接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、回線専用料（この表の(8)欄から(12)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下アの規定において「故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する故障返還料金額は、又はの規定により算出する料金額（以下「故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則12（料金の計算方法）の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則12（料金の計算方法）及び13（料金の計算方法）の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第35条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(10)欄から(11)欄の適用による減額となる料金額及び(12)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。）</p> <p>その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日とその専用回線の提供を開始した場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p>

区 分	内 容														
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 時間以上 2 時間未満</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 時間以上 4 時間未満</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 時間以上 6 時間未満</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 時間以上 8 時間未満</td> <td style="text-align: center;">40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 時間以上 48 時間未満</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48 時間以上</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) (ア)の場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月((ウ)の規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合には、当社は、故障返還上限額を返還します。</p> <p>(オ) (エ)の規定のほか、アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取扱いについては、イの規定に定めるところによります。</p> <p>イ 開通遅延期間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、第12条(専用申込の承諾)の規定により高速品目(エコノミーハイクラスの1.5Mb/s及び2Mb/sを除きます。)超高速品目、イーサネット品目(エコノミーハイクラスの10BaseT、100BaseFX、100BaseTX、1000BaseSX、1000BaseLX、10GbaseLR及びSuper Ecoクラス並びにSuper Eco SSクラスを除きます。)マルチコネクタ品目(エコノミーハイクラスのチャンネルを除きます。)又はアクセスT1品目に係る専用契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその専用回線の提供の開始予定日(以下イにおいて「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下イにおいて「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下イにおいて「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。</p>	(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	1 時間以上 2 時間未満	10%	2 時間以上 4 時間未満	20%	4 時間以上 6 時間未満	30%	6 時間以上 8 時間未満	40%	8 時間以上 48 時間未満	50%	48 時間以上	100%
(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率														
1 時間以上 2 時間未満	10%														
2 時間以上 4 時間未満	20%														
4 時間以上 6 時間未満	30%														
6 時間以上 8 時間未満	40%														
8 時間以上 48 時間未満	50%														
48 時間以上	100%														

区 分	内 容												
	<p>(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における回線専用料(この表の(8)欄から(12)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下イの規定において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合において、その専用回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、又はの規定により算出する料金額(以下「開通遅延返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その専用回線の提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金(開通遅延返還基準額に係るもの(料金表通則 12(料金の計算方法)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則 12(料金の計算方法)及び 13(料金の計算方法)の規定に基づき算出した額)に限ります。)の合計額(第 35 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(10)欄から(11)欄の適用による減額となる料金額及び(12)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。)</p> <p>その料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合 その専用回線の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="587 1223 1337 1711"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2 日以上 15 日未満</td> <td>開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>15 日</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>16 日以上 31 日未満</td> <td>開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>31 日以上</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が 1 の料金月に同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額及び開通遅延返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が開通遅延返還上限額を超える場合においては、当社は、開通遅延返還上限額を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還率	1 日	10%	2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率	15 日	38%	16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率	31 日以上	90%
開通遅延日数	料金返還率												
1 日	10%												
2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率												
15 日	38%												
16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率												
31 日以上	90%												

区 分	内 容
<p>(14) 高速品目、イーサネット品目又はマルチコネクタ品目のエコノミーハイクラス又はSuper Ecoクラスのものサービスの品質に係る料金の適用</p>	<p>ア 故障回復時間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、高速品目(エコノミーハイクラスの1.5Mb/s及び2Mb/sのものに限ります。)、イーサネット品目(エコノミーハイクラス及びSuper Ecoクラスのものに限ります。)、又はマルチコネクタ品目(エコノミーハイクラスのチャンネルのものに限ります。))に係る専用回線(接続専用回線に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。))の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態(その専用回線に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となった場合を含みます。以下アにおいて同じとします。))が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻(第45条(専用契約者の切分責任)の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))から起算して2時間以上その状態が連続したときに限り、その専用回線に係る料金(以下アにおいて「故障返還料金額」といいます。))を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第35条(専用料の支払義務)第2項の規定を適用します。</p> <p>第30条(利用中止)第1項の規定により高速専用サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを専用契約者に通知したとき。</p> <p>第31条(利用停止)第1項の規定により高速専用サービスの利用を停止したとき。</p> <p>故障の原因が、専用回線の終端側にあった場合で、専用契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>(イ) 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、回線専用料(この表の(10)欄及び(12)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下アの規定において「故障返還基準額」といいます。))を基に算出します。</p>

区 分	内 容														
	<p>(ウ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する故障返還料金額は、又はの規定により算出する料金額(以下「故障返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その料金月に係る月額料金(故障返還基準額に係るもの(料金表通則12(料金の計算方法)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則12(料金の計算方法)及び13金の計算方法)の規定に基づき算出した額とします。)に限り、(第35条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(10)欄の適用による減額となる料金額及び(12)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。)</p> <p>その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="636 1319 1289 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="636 1319 1094 1417">(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th data-bbox="1094 1319 1289 1417">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="636 1417 1094 1464">2 時間以上 3 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1417 1289 1464">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1464 1094 1512">3 時間以上 5 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1464 1289 1512">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1512 1094 1559">5 時間以上 7 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1512 1289 1559">15%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1559 1094 1606">7 時間以上 9 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1559 1289 1606">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1606 1094 1653">9 時間以上 48 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1606 1289 1653">25%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1653 1094 1713">48 時間以上</td> <td data-bbox="1094 1653 1289 1713">50%</td> </tr> </tbody> </table>	(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	2 時間以上 3 時間未満	5%	3 時間以上 5 時間未満	10%	5 時間以上 7 時間未満	15%	7 時間以上 9 時間未満	20%	9 時間以上 48 時間未満	25%	48 時間以上	50%
(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率														
2 時間以上 3 時間未満	5%														
3 時間以上 5 時間未満	10%														
5 時間以上 7 時間未満	15%														
7 時間以上 9 時間未満	20%														
9 時間以上 48 時間未満	25%														
48 時間以上	50%														

区 分	内 容
	<p>(エ) (ア)の場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月((ウ)の に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合には、当社は、故障返還上限額を返還します。</p> <p>(オ) (エ)の規定のほか、アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取扱いについては、イの規定に定めるところによります。</p> <p>イ 開通遅延期間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、第12条(専用申込の承諾)の規定により高速品目(エコノミーハイクラスの1.5Mb/s及び2Mb/sのものに限ります。)イーサネット品目(エコノミーハイクラス及びSuper Ecoクラスののものに限ります。)又はマルチコネクタ品目(エコノミーハイクラスのチャンネルのものに限ります。)に係る専用契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその専用回線の提供の開始予定日(以下イにおいて「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下イにおいて「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用回線に係る料金(以下イにおいて「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における回線専用料(この表の(10)欄及び(12)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下イの規定において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合において、その専用回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、又は の規定により算出する料金額(以下「開通遅延返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p>

区 分	内 容												
	<p style="text-align: center;">以外の場合</p> <p>その専用回線の提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則 12（料金の計算方法）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則 12（料金の計算方法）及び 13（料金の計算方法）の規定に基づき算出した額）に限ります。）の合計額（第 35 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(10) 欄の適用による減額となる料金額及び(12)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。）</p> <p>その料金月の初日以外の日とその専用回線の提供を開始した場合 その専用回線の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開通遅延日数</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 日以上 15 日未満</td> <td style="text-align: center;">開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 日</td> <td style="text-align: center;">38%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16 日以上 31 日未満</td> <td style="text-align: center;">開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31 日以上</td> <td style="text-align: center;">90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が 1 の料金月に同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額及び開通遅延返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が開通遅延返還上限額を超える場合においては、当社は、開通遅延返還上限額を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還率	1 日	10%	2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率	15 日	38%	16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率	31 日以上	90%
開通遅延日数	料金返還率												
1 日	10%												
2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率												
15 日	38%												
16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率												
31 日以上	90%												

区 分	内 容
<p>(15)イーサネット品 目の Super Eco SS クラスのもののサ ービス品質に係る 料金の適用</p>	<p>ア 故障回復時間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、イーサネット品目 (Super Eco SS クラスのものに限ります。)に係る専用回線 (接続専用回線に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。)の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線 (ペア専用回線のうち、1の専用回線のみの場合を含みます。以下、この欄において同じとします。)を全く利用できない状態 (その専用回線に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となった場合を含みます。以下アにおいて同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻 (第45条 (専用契約者の切分責任)の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻 (その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して3時間以上その状態が連続したときに限り、その専用回線に係る料金 (以下アにおいて「故障返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第35条 (専用料の支払義務) 第2項の規定を適用します。</p> <p>第30条 (利用中止) 第1項の規定により高速専用サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを専用契約者に通知したとき。</p> <p>第31条 (利用停止) 第1項の規定により高速専用サービスの利用を停止したとき。</p> <p>故障の原因が、専用回線の終端側にあった場合で、専用契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>(イ) 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、回線専用料 (この表の(10)欄及び(12)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下アの規定において「故障返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する故障返還料金額は、又はの規定により算出する料金額 (以下「故障返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p>

区 分	内 容												
	<p>以外の場合</p> <p>その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則 12（料金の計算方法）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則 12（料金の計算方法）及び 13 金の計算方法）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第 3 5 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(10)欄の適用による減額となる料金額及び(12)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。）</p> <p>その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="636 1032 1289 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="636 1032 1094 1128">(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th data-bbox="1094 1032 1289 1128">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="636 1128 1094 1178">3 時間以上 4 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1128 1289 1178">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1178 1094 1227">4 時間以上 6 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1178 1289 1227">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1227 1094 1276">6 時間以上 8 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1227 1289 1276">15%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1276 1094 1326">8 時間以上 48 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1276 1289 1326">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 1326 1094 1375">48 時間以上</td> <td data-bbox="1094 1326 1289 1375">40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) (ア)の場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が 1 の料金月((ウ)の に規定する場合は、その規定に係る 2 の料金月とします。)に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合においては、当社は、故障返還上限額を返還します。</p> <p>(オ) (エ)の規定のほか、アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が 1 の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取扱いについては、イの規定に定めるところによります。</p>	(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	3 時間以上 4 時間未満	5%	4 時間以上 6 時間未満	10%	6 時間以上 8 時間未満	15%	8 時間以上 48 時間未満	20%	48 時間以上	40%
(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率												
3 時間以上 4 時間未満	5%												
4 時間以上 6 時間未満	10%												
6 時間以上 8 時間未満	15%												
8 時間以上 48 時間未満	20%												
48 時間以上	40%												

区 分	内 容
	<p>イ 開通遅延期間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、第 12 条(専用申込の承諾)の規定によりイーサネット品目 (Super Eco SS クラスのものに限ります。)に係る専用契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその専用回線の提供の開始予定日(以下イにおいて「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下イにおいて「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用回線に係る料金(以下イにおいて「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における回線専用料(この表の(10)欄及び(12)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下イの規定において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合において、その専用回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、又はの規定により算出する料金額(以下「開通遅延返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その専用回線の提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金(開通遅延返還基準額に係るもの(料金表通則 12(料金の計算方法)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則 12(料金の計算方法)及び 13(料金の計算方法)の規定に基づき算出した額)に限ります。)の合計額(第 35 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(10)欄の適用による減額となる料金額及び(12)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。)</p> <p>その料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合</p> <p>その専用回線の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p>

区 分	内 容												
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開通遅延日数</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 日</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 日以上 15 日未満</td> <td>開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 日</td> <td style="text-align: center;">38%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16 日以上 31 日未満</td> <td>開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31 日以上</td> <td style="text-align: center;">90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が 1 の料金月に同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額及び開通遅延返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が開通遅延返還上限額を超える場合においては、当社は、開通遅延返還上限額を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還率	1 日	10%	2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率	15 日	38%	16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率	31 日以上	90%
開通遅延日数	料金返還率												
1 日	10%												
2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率												
15 日	38%												
16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率												
31 日以上	90%												

区 分	内 容
(16) イーサーネット 品目のデュアルク ラスのもののサー ビス品質（故障回 復時間）に係る料 金の適用	<p>ア 当社は、イーサーネット品目に係る専用回線（接続専用回線のデュアルクラスに限ります。以下、この欄において同じとします。）の専用契約者（短期専用契約者を除きます。以下、この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態（その専用回線に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となった場合を含みます。以下、この欄において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻（第45条（専用契約者の切分責任）の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときに限り、その専用契約に係る料金（以下、この欄において「故障返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第35条（専用料の支払義務）第2項の規定を適用します。</p> <p>第30条（利用中止）第1項の規定により高速専用サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを専用契約者に通知したとき。</p> <p>第31条（利用停止）第1項の規定により高速専用サービスの利用を停止したとき。</p> <p>故障の原因が、専用回線の終端側にあった場合で、専用契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>第28条（接続休止）の規定により高速専用サービスについて接続休止としたとき。</p> <p>第35条第2項第2号の規定による支払いを要しない回線専用料の額が、1の料金月において、その高速専用サービスに係る回線専用料の月額50%を超えることとなるとき。</p> <p>イ 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、回線専用料(この表の(10)欄から(12)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下、この欄において「故障返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p>

区 分	内 容														
	<p>ウ アの場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する故障返還料金額は、又はの規定により算出する料金額（以下「故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則12（料金の計算方法）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則12（料金の計算方法）及び13（料金の計算方法）の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第35条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(10)欄の適用による減額となる料金額及び(12)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。）</p> <p>その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="635 1077 1289 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="635 1077 1094 1178">アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）</th> <th data-bbox="1094 1077 1289 1178">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="635 1178 1094 1227">1 時間以上 2 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1178 1289 1227">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1227 1094 1276">2 時間以上 4 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1227 1289 1276">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1276 1094 1326">4 時間以上 6 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1276 1289 1326">15%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1326 1094 1375">6 時間以上 8 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1326 1289 1375">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1375 1094 1424">8 時間以上 48 時間未満</td> <td data-bbox="1094 1375 1289 1424">25%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1424 1094 1473">48 時間以上</td> <td data-bbox="1094 1424 1289 1473">50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アの場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月（ウの に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合には、当社は、故障返還上限額を返還します。</p>	アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）	料金返還率	1 時間以上 2 時間未満	5%	2 時間以上 4 時間未満	10%	4 時間以上 6 時間未満	15%	6 時間以上 8 時間未満	20%	8 時間以上 48 時間未満	25%	48 時間以上	50%
アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）	料金返還率														
1 時間以上 2 時間未満	5%														
2 時間以上 4 時間未満	10%														
4 時間以上 6 時間未満	15%														
6 時間以上 8 時間未満	20%														
8 時間以上 48 時間未満	25%														
48 時間以上	50%														
(17) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用等	<p>ア 当社が別に定めるところによりイーサネット品目(1000BaseSX / LX 及び10GBaseLR に限ります。)について付加機能を提供します。</p> <p>イ 付加機能を提供した場合には、2（料金額）2 - 3に規定する付加機能使用料を適用します。</p>														

2 料金額

2 - 1 回線専用料

2 - 1 - 1 専用契約に係るもの（短期専用契約を除く。）

（1）高速品目

64kb/s のもの（接続専用回線のもの）

ア サービスクラスが通常クラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	23,500 円 (24,675 円)
	40km までのもの	39,500 円 (41,475 円)

イ サービスクラスがエコノミークラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	18,100 円 (19,005 円)
	40km までのもの	38,000 円 (39,900 円)

128kb/s のもの（接続専用回線のもの）

ア サービスクラスが通常クラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	34,000 円 (35,700 円)
	40km までのもの	59,500 円 (62,475 円)

イ サービスクラスがエコノミークラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	28,500 円 (29,925 円)
	40km までのもの	57,000 円 (59,850 円)

1.5Mb/s のもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

（ア）サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	120,000 円 (126,000 円)	120,000 円 (126,000 円)
	40km までのもの	280,000 円 (294,000 円)	200,000 円 (210,000 円)

（イ）サービスグレードがエコノミーハイクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	95,000 円 (99,750 円)	95,000 円 (99,750 円)
	40km までのもの	220,000 円 (231,000 円)	160,000 円 (168,000 円)

（注）当社が別に定める区間に限り提供します。

イ 接続専用回線のもの

（ア）サービスクラスが通常クラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	119,000 円 (124,950 円)
	40km までのもの	190,000 円 (199,500 円)

（イ）サービスクラスがエコノミークラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	115,000 円 (120,750 円)
	40km までのもの	180,000 円 (189,000 円)

2Mb/s のもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

（ア）サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	317,000 円 (332,850 円)

（イ）サービスグレードがエコノミーハイクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	254,000 円 (266,700 円)

（注）当社が別に定める区間に限り提供します。

イ 接続専用回線のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	253,600 円 (266,280 円)

（2）超高速品目

45Mb/s のもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	600,000 円 (630,000 円)	600,000 円 (630,000 円)
	40km までのもの	1,000,000 円 (1,050,000 円)	900,000 円 (945,000 円)

イ 接続専用回線のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	483,000 円 (507,150 円)
	40km までのもの	810,000 円 (850,500 円)

155Mb/s のもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	950,000 円 (997,500 円)	950,000 円 (997,500 円)
	40km までのもの	1,500,000 円 (1,575,000 円)	1,200,000 円 (1,260,000 円)

イ 接続専用回線のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	828,000 円 (869,400 円)
	40km までのもの	1,080,000 円 (1,134,000 円)

622Mb/s のもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	1,950,000 円 (2,047,500 円)	1,950,000 円 (2,047,500 円)
	40km までのもの	2,550,000 円 (2,677,500 円)	2,250,000 円 (2,362,500 円)

イ 接続専用回線のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	1,755,000 円 (1,842,750 円)
	40km までのもの	2,025,000 円 (2,126,250 円)

1G Fibre Channel SM 又は 1G Fibre Channel MM のもの（接続専用回線を除く。）

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	2,000,000 円 (2,100,000 円)	2,000,000 円 (2,100,000 円)
	40km までのもの	3,200,000 円 (3,360,000 円)	2,600,000 円 (2,730,000 円)

2G Fibre Channel SM又は2G Fibre Channel MMのもの（接続専用回線を除く。）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	3,000,000円(3,150,000円)	3,000,000円(3,150,000円)
	40kmまでのもの	6,900,000円(7,245,000円)	5,100,000円(5,355,000円)

2.4Gb/sのもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	3,200,000円(3,360,000円)	3,200,000円(3,360,000円)
	40kmまでのもの	6,000,000円(6,300,000円)	5,000,000円(5,250,000円)

イ 接続専用回線のもの

接続専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20kmまでのもの	2,880,000円(3,024,000円)
	40kmまでのもの	4,500,000円(4,725,000円)

10Gb/sのもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	5,200,000円(5,460,000円)	5,200,000円(5,460,000円)
	40kmまでのもの	12,000,000円(12,600,000円)	9,000,000円(9,450,000円)

イ 接続専用回線のもの

接続専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額（税込額）

回線距離	20kmまでのもの	4,680,000円 (4,914,000円)
	40kmまでのもの	8,100,000円 (8,505,000円)

(3) イーサーネット品目

10BaseTのもの

ア 専用回線のもの(接続専用回線を除く。)

(ア) サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(税込額)	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	270,000円 (283,500円)	270,000円 (283,500円)
	40kmまでのもの	600,000円 (630,000円)	550,000円 (577,500円)

(イ) サービスグレードがエコノミーハイクラスのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(税込額)	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	210,000円 (220,500円)	210,000円 (220,500円)
	40kmまでのもの	470,000円 (493,500円)	450,000円 (472,500円)

(注) 当社が別に定める区間に限り提供します。

イ 接続専用回線のもの

(ア) サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

接続専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(税込額)
回線距離	20kmまでのもの	249,000円 (261,450円)
	40kmまでのもの	495,000円 (519,750円)

(イ) サービスグレードがデュアルクラスのもの

接続専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額(税込額)
------	----------

回線距離	20kmまでのもの	239,000円 (250,950円)
	40kmまでのもの	475,000円 (498,750円)

100BaseFX 又は 100BaseTX のもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

（ア）サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	600,000円 (630,000円)	600,000円 (630,000円)
	40kmまでのもの	1,300,000円 (1,365,000円)	1,000,000円 (1,050,000円)

（イ）サービスグレードがエコノミーハイクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	360,000円 (378,000円)	360,000円 (378,000円)
	40kmまでのもの	540,000円 (567,000円)	520,000円 (546,000円)

（注）当社が別に定める区間に限り提供します。

イ 接続専用回線のもの

（ア）サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20kmまでのもの	540,000円 (567,000円)
	40kmまでのもの	900,000円 (945,000円)

（イ）サービスグレードがデュアルクラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料金額（税込額）

回線距離	20kmまでのもの	530,000円 (556,500円)
	40kmまでのもの	880,000円 (924,000円)

1000BaseSX 又は 1000BaseLX のもの

ア 専用回線のもの（接続専用回線を除く。）

（ア）サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20kmまでのもの	1,800,000円 (1,890,000円)	1,800,000円 (1,890,000円)
	40kmまでのもの	3,000,000円 (3,150,000円)	2,400,000円 (2,520,000円)

（イ）サービスグレードがエコノミーハイクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20kmまでのもの	700,000円 (735,000円)

（注）当社が別に定める区間に限り提供します。

（ウ）サービスグレードが Super Eco クラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20kmまでのもの	700,000円 (735,000円)
	40kmまでのもの	980,000円 (1,029,000円)

（注）当社が別に定める区間に限り提供します。

（エ）サービスグレードが Super Eco SS クラスのもの

ペア専用回線 1 ペアごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20kmまでのもの	800,000円 (840,000円)
	40kmまでのもの	1,000,000円 (1,050,000円)

（注）当社が別に定める区間に限り提供します。

イ 接続専用回線のもの

(ア) サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
回線距離	20km までのもの	1,620,000 円 (1,701,000 円)
	40km までのもの	2,160,000 円 (2,268,000 円)

(イ) サービスグレードがデュアルクラスのもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
回線距離	20km までのもの	1,610,000 円 (1,690,500 円)
	40km までのもの	2,140,000 円 (2,247,000 円)

10GBaseLR のもの (接続専用回線を除く。)

(ア) サービスグレードがプレミアデュアルクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	5,200,000 円 (5,460,000 円)	5,200,000 円 (5,460,000 円)
	40km までのもの	12,000,000 円 (12,600,000 円)	9,000,000 円 (9,450,000 円)

(イ) サービスグレードがエコノミーハイクラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
回線距離	20km までのもの	2,000,000 円 (2,100,000 円)

(注) 当社が別に定める区間に限り提供します。

(4) マルチコネクタ品目 (DS3 のもの)

基本料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
回線距離	20km までのもの	300,000 円 (315,000 円)
	40km までのもの	900,000 円 (945,000 円)

チャンネル分割料

1 チャンネルごとに月額

区分	クラス	距離区分	料金額 (税込額)
マルチコネクタ品 目の専用回線に収 容されているチャ ネルの部分	プレミアデュ アルクラス	20km までのもの	60,000 円 (63,000 円)
		40km までのもの	150,000 円 (157,500 円)
	エコノミーハ イクラス	20km までのもの	54,000 円 (56,700 円)
		40km までのもの	135,000 円 (141,750 円)

(注) エコノミーハイクラスのものは当社が別に定める区間に限り提供します。

(5) アクセス T1 品目

64kb/s のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県 内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	25,000 円 (26,250 円)	25,000 円 (26,250 円)
	40km までのもの	45,000 円 (47,250 円)	40,000 円 (42,000 円)

128kb/s のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一都府県 内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	34,500 円 (36,225 円)	34,500 円 (36,225 円)
	40km までのもの	70,000 円 (73,500 円)	60,000 円 (63,000 円)

2 - 1 - 2 短期専用契約に係るもの（接続専用回線のものに限ります。）

超高速品目

ア 45Mb/s のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	724,500 円 (760,725 円)
	40km までのもの	1,215,000 円 (1,275,750 円)

イ 155Mb/s のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	1,242,000 円 (1,304,100 円)
	40km までのもの	1,620,000 円 (1,701,000 円)

ウ 622Mb/s のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	2,632,500 円 (2,764,125 円)
	40km までのもの	3,037,500 円 (3,189,375 円)

エ 2.4Gb/s のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	4,320,000 円 (4,536,000 円)
	40km までのもの	6,750,000 円 (7,087,500 円)

オ 10Gb/s のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	7,020,000 円 (7,371,000 円)
	40km までのもの	12,150,000 円 (12,757,500 円)

イーサネット品目

ア 10BaseT のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額（税込額）
回線距離	20km までのもの	373,500 円 (392,175 円)

	40kmまでのもの	742,500円 (779,625円)
--	-----------	---------------------

イ 100BaseFX 又は 100BaseTX のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
回線距離	20kmまでのもの	810,000円 (850,500円)
	40kmまでのもの	1,350,000円 (1,417,500円)

ウ 1000BaseSX 又は 1000BaseLX のもの

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
回線距離	20kmまでのもの	2,430,000円 (2,551,500円)
	40kmまでのもの	3,240,000円 (3,402,000円)

2 - 2 加算額

月額

料金種別	単位	区分	料金額 (税込額)
ア 回線終端装置	1 台ごとに	64kb/s 用のもの	1,000円 (1,050円)
		128kb/s 用のもの	2,000円 (2,100円)
		1.5Mb/s 又は 2Mb/s 用のもの	9,500円 (9,975円)
		10BaseT 用のもの	11,000円 (11,550円)
		45Mb/s, 155Mb/s, 622Mb/s, 1G Fibre Channel SM, 1G Fibre Channel MM, 2G Fibre Channel SM, 2G Fibre Channel MM, 2.4Gb/s, 10Gb/s, 100BaseFX, 100BaseTX, 1000BaseSX, 1000BaseLX 又は 10GBaseLR 用のもの	20,000円 (21,000円)
イ 配線設備	1 配線ごとに	64kb/s の場合	1,000円 (1,050円)

(配線盤から回線 端末装置までの 間の配線設備 (以下同じとし ます。))		128kb/s,1.5Mb/s, 2Mb/s,45Mb/s, 155Mb/s,622Mb/s, 1G Fibre Channel SM, 1G Fibre Channel MM, 2G Fibre Channel SM, 2G Fibre Channel MM, 2.4Gb/s, 10Gb/s,10BaseT, 100BaseFX, 100BaseTX, 1000BaseSX, 1000BaseLX 又は 10GBaseLR の場合	2,000 円 (2,100 円)
---	--	--	-------------------

(注) 上表の加算額については、1の専用回線について、1の終端ごとに回線終端装置を1台(又は配線設備を1配線)として料金額を適用します。

2 - 3 付加機能使用料

区 分		専用回線 1 回線ごとに月額 料金額
ジャンボ・ フレーム 透過機能	専用契約者が当該専用回線に送出するイーサフレームについて、 9,200Byteまでのサイズのフレームを透過することができる機能	10,000 円 (10,500 円)
備考	当社が別に定める回線終端装置の機種により提供できない場合があります。	

第2類 接続高速専用サービスに関する専用料

第1 接続専用回線等に係る特定他社接続回線が特定事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係わるものに限ります。以下、この第1において同じとします。）の高速デジタル伝送サービスのもの

1 適用

区 分	内 容															
(1) 特定事業者の高速デジタル伝送サービスに関する料金表の適用	<p>次に掲げるものについては、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスに関する料金表の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(ア) 品目に係る料金の適用</p> <p>(イ) 細目に係る料金の適用</p> <p>(ウ) 回線距離の測定</p> <p>(エ) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</p>															
(2) 接続専用回線と相互に接続できる特定事業者の高速デジタル伝送サービスの品目	<p>接続専用回線と相互に接続できる特定他社接続回線には、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する品目のうち、次の品目があります。</p> <p>ア 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">高速デジタル伝送サービス</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高速品目</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">64kb/s,128kb/s,192kb/s,256kb/s,384kb/s,512kb/s,768kb/s,1Mb/s,1.5Mb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">超高速品目</td> <td></td> <td style="text-align: center;">50Mb/s,150Mb/s,600Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1. 臨時専用契約（特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する臨時専用契約をいいます。以下この欄において同じとします。）については、提供しません。</p> <p>2. 超高速品目は、サービスグレードがデュアルクラスのもの（東日本電信電話株式会社の定める専用サービス契約約款に規定するサービスグレードがデュアルクラスのをいいます。以下、この第1において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>イ 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">高速デジタル伝送サービス</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高速品目</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;">64kb/s,128kb/s,1.5Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 臨時専用契約については、提供しません。</p>	高速デジタル伝送サービス	品 目		高速品目		64kb/s,128kb/s,192kb/s,256kb/s,384kb/s,512kb/s,768kb/s,1Mb/s,1.5Mb/s	超高速品目		50Mb/s,150Mb/s,600Mb/s	高速デジタル伝送サービス	品 目		高速品目		64kb/s,128kb/s,1.5Mb/s
高速デジタル伝送サービス	品 目															
高速品目		64kb/s,128kb/s,192kb/s,256kb/s,384kb/s,512kb/s,768kb/s,1Mb/s,1.5Mb/s														
超高速品目		50Mb/s,150Mb/s,600Mb/s														
高速デジタル伝送サービス	品 目															
高速品目		64kb/s,128kb/s,1.5Mb/s														

区 分	内 容	
(3) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。	
	品 目	内 容
	高速品目	1.5Mb/s 1.536 兆ビット/秒の符号伝送が可能なもの
	超高速品目	45Mb/s インターフェイス速度が 44.736 兆ビット/秒のもの
		155Mb/s インターフェイス速度が 155.520 兆ビット/秒のもの
		622Mb/s インターフェイス速度が 622.080 兆ビット/秒のもの
	マルチコネクティブ品目	DS3 44.736 兆ビット/秒までの多重化が可能なもの
	アクセス T1 品目	1.536 兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	備考	
	<p>1 . 高速品目の 1.5Mb/s 及び超高速品目の 45Mb/s,155Mb/s 又は 622Mb/s については、接続専用回線及びその接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線を合わせて提供することとし、その専用料を 2 (料金額) のとおり定めます。</p> <p>ただし、超高速品目の 45Mb/s,155Mb/s 又は 622Mb/s は、当社が別に定める区間及び当社が別に定める接続条件により東日本電信電話株式会社の特定他社接続回線に限り提供します。</p>	
<p>2 . マルチコネクティブ品目の DS3 の伝送速度は、一方の終端(「ホストアクセス」(接続専用回線に限ります。))といひます。)は、45Mb/s、他方の終端(以下、「チャンネル」といひます。)は、1.5Mb/s とし、1 回線当りの最大チャンネル数は、28 チャンネルとします。</p>		
<p>3 . エコノミーハイクラスに係るマルチコネクティブ品目のチャンネルは当社が別に定める区間に限り提供します。</p>		
<p>4 . アクセス T1 品目の伝送速度は、一方の終端(以下、「セントアクセス」(接続専用回線に限ります。))といひます。)は、1.5Mb/s とし、他方の終端(以下、「端末アクセス」といひます。)は、64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s 又は 1Mb/s(1.152Mbit/秒)とします。</p> <p>ただし、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s 及び 1Mb/s (1.152Mbit/秒)の端末アクセスは、当社が別に定める区間において東日本電信電話株式会社の特定他社接続回線に限り提供します。</p>		

区 分	内 容												
	<p>5．当社は、高速品目、超高速品目及びアクセス T1 品目の接続専用回線等のうち、当社が別に定めるものについて、その接続専用回線等が同一の都府県内に終始する場合の接続専用回線等を別に提供します。</p> <p>6．短期専用契約については、提供しません。</p> <p>(注)この備考 1 欄に規定する当社が別に定める接続条件は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="564 745 1265 943"> <thead> <tr> <th>特定他社接続回線の品目</th> <th>対応する接続専用回線等の品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>45Mb/s</td> </tr> <tr> <td>150Mb/s</td> <td>155Mb/s</td> </tr> <tr> <td>600Mb/s</td> <td>622Mb/s</td> </tr> </tbody> </table>	特定他社接続回線の品目	対応する接続専用回線等の品目	50Mb/s	45Mb/s	150Mb/s	155Mb/s	600Mb/s	622Mb/s				
特定他社接続回線の品目	対応する接続専用回線等の品目												
50Mb/s	45Mb/s												
150Mb/s	155Mb/s												
600Mb/s	622Mb/s												
(4) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、接続専用回線等（マルチコネクタ品目については、チャンネルが専用回線となる場合を含みます。以下、この表の(4)欄から(15)欄まで同じとします。）の料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様等による細目を定めます。</p> <p>ア サービスクラスによる区別</p> <table border="1" data-bbox="517 1176 1337 1516"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス</td> <td>下記以外のもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス</td> <td>故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 サービスクラスによる区別は、高速品目のもの、マルチコネクタ品目のチャンネルのもの（特定他社接続回線に限ります。）及びアクセス T1 品目の端末アクセスのもの（64kb/s 又は 128kb/s の特定他社接続回線に限ります。）にあります。</p> <p>イ サービスグレードによる区別</p> <table border="1" data-bbox="517 1615 1361 1859"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレミアデュアルクラス</td> <td>中継回線及び端末回線が二重化されているもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミーハイクラス</td> <td>中継回線及び端末回線が二重化されていないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 サービスグレードによる区別は、マルチコネクタ品目のチャンネルのうち、当社が別に定める専用回線のものにあります。</p>	区 別	内 容	通常クラス	下記以外のもの	エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの	区 別	内 容	プレミアデュアルクラス	中継回線及び端末回線が二重化されているもの	エコノミーハイクラス	中継回線及び端末回線が二重化されていないもの
区 別	内 容												
通常クラス	下記以外のもの												
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの												
区 別	内 容												
プレミアデュアルクラス	中継回線及び端末回線が二重化されているもの												
エコノミーハイクラス	中継回線及び端末回線が二重化されていないもの												

区 分	内 容
(5) 回線距離の測定	<p>回線距離は、その接続専用回線の終端（相互接続点となる部分を除きます。）とその接続専用回線と相互に接続する特定他社接続回線の終端（相互接続点となる部分を除きます。）との間の直線距離により測定します。</p> <p>直線距離は、双方の終端の緯度、経度に基づき算定します。（算定した結果、1km未満の端数が生じたときは、小数点以下第2位を四捨五入します。）</p>
(6) 接続専用回線等の終端の変更があった場合の料金の適用	<p>接続専用回線等の終端の変更があった場合の料金の適用については、第1類第1の1（適用）の(4)欄を準用します。</p>
(7) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 接続高速専用サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除等（特定他社接続回線については特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する利用休止又は契約の解除を含みます。以下、この欄において同じとします。）があった場合は、第35条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線専用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に接続高速専用サービスの品目、サービスクラスによる区別若しくはサービスグレードによる区別の変更、接続専用回線等の移転又は第1類で規定する品目と第2類で規定する品目相互間における変更があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目、サービスクラスによる区別若しくはサービスグレードによる区別の変更又は第1類で規定する品目と第2類で規定する品目相互間における変更と同時にその接続専用回線等の設置場所において、接続専用回線等の新設又は専用契約の解除等を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の接続専用回線等の回線専用料を合算して行います。</p>
(8) 契約期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 接続高速専用サービスには、契約期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、契約期間内に専用契約の解除があった場合は、第35条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線専用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>

区 分	内 容
<p>(9) マルチコネク ト品目を利用してい る場合の料金等の 適用</p>	<p>ア マルチコネクト品目を利用している場合の接続専用回線等の回線専用料は、2-1に規定する基本料とチャンネル分割料を合算して適用します。</p> <p>イ マルチコネクト品目を利用している場合の加算額又は工事費は、(3)欄の備考に規定する伝送速度に対応した加算額又は工事費を適用します。</p> <p>ウ マルチコネクト品目の接続専用回線等の回線距離の算定は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 基本料に係る接続専用回線等の回線距離 その接続専用回線等に収容されているすべてのチャンネルについて、双方の終端の直線距離を測定(この表の(5)欄に基づきます。)し、これらのチャンネルの回線距離を各チャンネルに対応した伝送速度により加重平均をして、その接続専用回線等の回線距離とします。</p> <p>(イ) チャンネル分割料に係る接続専用回線等の回線距離 この表の(5)欄の回線距離の測定方法と同様とします。</p> <p>エ マルチコネクト品目の接続専用回線等にチャンネルの増設又は廃止の請求をすることができます。この場合は、第11条(専用申込の方法)、第12条(専用申込の承諾)及び第13条(最低利用期間)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>オ 前項の請求があったときは、回線専用料を再算定します。</p>
<p>(10) アクセス T1 品 目を利用している 場合の料金等の適 用</p>	<p>ア アクセス T1 品目を利用している場合の接続専用回線等の回線専用料は、2-1に規定する回線専用料を適用します。</p> <p>イ アクセス T1 品目を利用している場合の加算額又は工事費は、(3)欄の備考に規定する伝送速度に対応した加算額又は工事費を適用します。</p> <p>ウ アクセス T1 品目の接続専用回線等の回線距離は、1の端末アクセスごとに、センタアクセスの終端と端末アクセスの終端相互間の直線距離により測定します。</p> <p>エ アクセス T1 品目の接続専用回線等に端末アクセスの増設又は廃止の請求をすることができます。この場合は、第11条(専用申込の方法)、第12条(専用申込の承諾)及び第13条(最低利用期間)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>オ アからエまでの規定にかかわらず、端末アクセスに係る申込み又は増設の請求があった場合は、接続高速専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その端末アクセスに係る申込み又は増設の請求を承諾します。</p>

区 分	内 容						
(11) 長期継続利用に係る回線専用料の適用	長期継続利用に係る回線専用料の適用については、第1類第1の1(適用)の(10)欄を適用します。						
(12) 専用取扱局内を端末とする接続専用回線等に係る回線専用料の適用	<p>高速品目の接続専用回線等であって、その接続専用回線の終端(相互接続点におけるものを除きます。)の場所を専用取扱局(当社が別に定める専用取扱局に限ります。)内とするものの回線専用料については、2-1に規定する回線専用料から専用取扱局内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" data-bbox="563 792 1313 913"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="563 792 951 842">品 目</th> <th data-bbox="951 792 1313 842">回線専用料の減額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="563 842 732 913">高速品目</td> <td data-bbox="732 842 951 913">1.5Mb/s</td> <td data-bbox="951 842 1313 913">24,000 円 (25,200 円)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		回線専用料の減額(税込額)	高速品目	1.5Mb/s	24,000 円 (25,200 円)
品 目		回線専用料の減額(税込額)					
高速品目	1.5Mb/s	24,000 円 (25,200 円)					
(13) 高額利用に係る回線専用料等の割引の適用	高額利用に係る回線専用料等の割引の適用については、第1類第1の1(適用)の(12)欄を適用します。						
(14) サービス品質に係る料金の適用	<p>ア 故障回復時間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、高速品目、超高速品目、マルチコネクタ品目及びアクセス T1 品目に係る接続専用回線等(高速品目のエコノミークラスのもの、マルチコネクタ品目に係るエコノミーハイクラス又はエコノミークラスのチャンネルのもの及びアクセス T1 品目に係るエコノミークラスの端末アクセスのものは除きます。以下、この欄において同じとします。)の専用契約者(特定他社接続回線に係るものについては特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する専用契約者を含みます。以下、この欄において同じとします。)の責めによらない理由により、その接続専用回線等を全く利用できない状態(その接続専用回線等に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となった場合を含みます。以下アにおいて同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻(第45条(専用契約者の切分責任)の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して1時間以上その状態が連続したときに限り、その専用契約に係る料金(以下アにおいて「故障返還料金額」といいます。)を返還します。</p>						

区 分	内 容
	<p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第35条（専用料の支払義務）第2項及び料金表通則5の規定を適用します。</p> <p>第30条（利用中止）第1項の規定により接続高速専用サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを専用契約者に通知したとき。</p> <p>第31条（利用停止）第1項の規定により接続高速専用サービスの利用を停止したとき。</p> <p>故障の原因が、接続専用回線等の終端側にあった場合で、専用契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>第28条（接続休止）の規定により接続高速専用サービスについて接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 故障返還料金額は、その接続専用回線等の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、回線専用料（この表の(13)欄までの適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下アの規定において「故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する故障返還料金額は、又はの規定により算出する料金額（以下「故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則12（料金の計算方法）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則12（料金の計算方法）及び13（料金の計算方法）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第35条第2項第2号及び料金表通則5の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(11)欄から(12)欄の適用による減額となる料金額及び(13)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。）</p>

区 分	内 容														
	<p data-bbox="592 465 1366 544">その料金月が接続専用回線等の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその接続専用回線等の提供を開始した場合</p> <p data-bbox="592 562 1366 640">その料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="636 696 1289 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="643 705 1094 792">(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th data-bbox="1094 705 1283 792">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="643 792 1094 844">1 時間以上 2 時間未満</td> <td data-bbox="1094 792 1283 844">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 844 1094 896">2 時間以上 4 時間未満</td> <td data-bbox="1094 844 1283 896">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 896 1094 947">4 時間以上 6 時間未満</td> <td data-bbox="1094 896 1283 947">30%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 947 1094 999">6 時間以上 8 時間未満</td> <td data-bbox="1094 947 1283 999">40%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 999 1094 1050">8 時間以上 48 時間未満</td> <td data-bbox="1094 999 1283 1050">50%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1050 1094 1093">48 時間以上</td> <td data-bbox="1094 1050 1283 1093">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="501 1149 1366 1321">(エ) (ア)の場合において、その接続専用回線等の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月((ウ)の に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。</p> <p data-bbox="544 1339 1366 1417">ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合においては、当社は、故障返還上限額を返還します。</p> <p data-bbox="501 1435 1366 1559">(オ) (エ)の規定のほか、アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取扱いについては、イの規定に定めるところによります。</p>	(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	1 時間以上 2 時間未満	10%	2 時間以上 4 時間未満	20%	4 時間以上 6 時間未満	30%	6 時間以上 8 時間未満	40%	8 時間以上 48 時間未満	50%	48 時間以上	100%
(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率														
1 時間以上 2 時間未満	10%														
2 時間以上 4 時間未満	20%														
4 時間以上 6 時間未満	30%														
6 時間以上 8 時間未満	40%														
8 時間以上 48 時間未満	50%														
48 時間以上	100%														

区 分	内 容
	<p>イ 開通遅延期間に係る料金の適用</p> <p>(ア) 当社は、第12条(専用申込の承諾)の規定により高速品目、超高速品目、マルチコネクト品目又はアクセス T1 品目に係る専用契約(特定他社接続回線に係るものについては特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する専用契約を含みます。以下、この欄において同じとします。)の申込みの承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその接続専用回線等の提供の開始予定日(以下イにおいて「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその接続専用回線等の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその接続専用回線等の提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下イにおいて「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下イにおいて「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>(イ) 開通遅延返還料金額は、その接続専用回線等の提供を開始した日における回線専用料(この表の(13)欄までの適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下イの規定において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合において、その接続専用回線等に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、又はの規定により算出する料金額(以下「開通遅延返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その接続専用回線等の提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金(開通遅延返還基準額に係るもの(料金表通則12(料金の計算方法)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則12(料金の計算方法)及び13(料金の計算方法)の規定に基づき算出した額)に限ります。)の合計額(第35条第2項第2号及び料金表通則5の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(11)欄から(12)欄の適用による減額となる料金額及び(13)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。)</p> <p>その料金月の初日以外の日にその接続専用回線等の提供を開始した場合その接続専用回線等の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p>

区 分	内 容												
	<table border="1" data-bbox="612 412 1337 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="612 412 855 456">開通遅延日数</th> <th data-bbox="855 412 1337 456">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="612 456 855 501">1 日</td> <td data-bbox="855 456 1337 501">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 501 855 651">2 日以上 15 日未満</td> <td data-bbox="855 501 1337 651">開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 651 855 696">15 日</td> <td data-bbox="855 651 1337 696">38%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 696 855 846">16 日以上 31 日未満</td> <td data-bbox="855 696 1337 846">開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 846 855 891">31 日以上</td> <td data-bbox="855 846 1337 891">90%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="501 958 1362 1077">(エ) アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が 1 の料金月に同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額及び開通遅延返還料金額の合計を返還します。</p> <p data-bbox="544 1099 1362 1173">ただし、その合計額が開通遅延返還上限額を超える場合においては、当社は、開通遅延返還上限額を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還率	1 日	10%	2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率	15 日	38%	16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率	31 日以上	90%
開通遅延日数	料金返還率												
1 日	10%												
2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率												
15 日	38%												
16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率												
31 日以上	90%												
(15)マルチコネク 品目のエコノミー ハイクラスのもの のサービス品質に 係る料金の適用	<p data-bbox="501 1211 884 1234">ア 故障回復時間に係る料金の適用</p> <p data-bbox="501 1256 1362 1711">(ア) 当社は、マルチコネク品目(エコノミーハイクラスのチャンネルのものに限ります。)に係る専用回線の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態(その専用回線に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となった場合を含みます。以下アにおいて同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻(第 4 5 条(専用契約者の切分責任)の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して 2 時間以上その状態が連続したときに限り、その専用回線に係る料金(以下アにおいて「故障返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p data-bbox="544 1733 1362 1852">ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第 3 5 条(専用料の支払義務)第 2 項の規定を適用します。</p>												

区 分	内 容
	<p>第30条（利用中止）第1項の規定により接続高速専用サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを専用契約者に通知したとき。</p> <p>第31条（利用停止）第1項の規定により接続高速専用サービスの利用を停止したとき。</p> <p>故障の原因が、専用回線の終端側にあった場合で、専用契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>(イ) 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、回線専用料（この表の(11)欄及び(13)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下アの規定において「故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。</p> <p>(ウ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する故障返還料金額は、又はの規定により算出する料金額（以下「故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則12（料金の計算方法）の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則12（料金の計算方法）及び13（料金の計算方法）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第35条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(11)欄の適用による減額となる料金額及び(13)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。）</p> <p>その料金月が専用回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p>

区 分	内 容														
	<table border="1" data-bbox="635 360 1289 757"> <thead> <tr> <th data-bbox="635 360 1094 459">(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th data-bbox="1094 360 1289 459">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="635 459 1094 510">2 時間以上 3 時間未満</td> <td data-bbox="1094 459 1289 510">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 510 1094 562">3 時間以上 5 時間未満</td> <td data-bbox="1094 510 1289 562">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 562 1094 613">5 時間以上 7 時間未満</td> <td data-bbox="1094 562 1289 613">15%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 613 1094 665">7 時間以上 9 時間未満</td> <td data-bbox="1094 613 1289 665">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 665 1094 716">9 時間以上 48 時間未満</td> <td data-bbox="1094 665 1289 716">25%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 716 1094 757">48 時間以上</td> <td data-bbox="1094 716 1289 757">50%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="501 763 1370 936">(エ) (ア)の場合において、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が1の料金月((ウ)の に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障返還料金額の合計額を返還します。</p> <p data-bbox="539 954 1370 1032">ただし、その故障返還料金額の合計額が故障返還上限額を超える場合においては、当社は、故障返還上限額を返還します。</p> <p data-bbox="501 1050 1370 1178">(オ) (エ)の規定のほか、アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が1の料金月に同時に発生した場合の故障返還料金額の取扱いについては、イの規定に定めるところによります。</p> <p data-bbox="496 1240 882 1272">イ 開通遅延期間に係る料金の適用</p> <p data-bbox="501 1290 1370 1749">(ア) 当社は、第12条(専用申込の承諾)の規定によりマルチコネクタ品目(エコノミーハイクラスのチャネルのものに限ります。)に係る専用契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその専用回線の提供の開始予定日(以下イにおいて「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下イにおいて「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用回線に係る料金(以下イにおいて「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p data-bbox="501 1767 1370 1939">(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における回線専用料(この表の(11)欄及び(13)欄の適用による場合は、適用した後の回線専用料とします。以下イの規定において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p>	(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	2 時間以上 3 時間未満	5%	3 時間以上 5 時間未満	10%	5 時間以上 7 時間未満	15%	7 時間以上 9 時間未満	20%	9 時間以上 48 時間未満	25%	48 時間以上	50%
(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率														
2 時間以上 3 時間未満	5%														
3 時間以上 5 時間未満	10%														
5 時間以上 7 時間未満	15%														
7 時間以上 9 時間未満	20%														
9 時間以上 48 時間未満	25%														
48 時間以上	50%														

区 分	内 容												
	<p>(ウ) (ア)の場合において、その専用回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、又はの規定により算出する料金額(以下「開通遅延返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p> <p>以外の場合</p> <p>その専用回線の提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金(開通遅延返還基準額に係るもの(料金表通則 12(料金の計算方法)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則 12(料金の計算方法)及び 13(料金の計算方法)の規定に基づき算出した額)に限ります。)の合計額(第 35 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、(11)欄の適用による減額となる料金額及び(13)欄の適用による割引となる料金額の合計を減じた額とします。)</p> <p>その料金月の初日以外の日にその専用回線の提供を開始した場合</p> <p>その専用回線の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="612 1126 1337 1615"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2 日以上 15 日未満</td> <td>開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>15 日</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>16 日以上 31 日未満</td> <td>開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>31 日以上</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) アの規定による料金の返還とイの規定による料金の返還が 1 の料金月に同時に発生した場合、当社は、故障返還料金額及び開通遅延返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が開通遅延返還上限額を超える場合においては、当社は、開通遅延返還上限額を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還率	1 日	10%	2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率	15 日	38%	16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率	31 日以上	90%
開通遅延日数	料金返還率												
1 日	10%												
2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に、1 日を超える 1 日ごとに 2%を加算した率												
15 日	38%												
16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に、15 日を超える 1 日ごとに 3%を加算した率												
31 日以上	90%												

2 料金額

2 - 1 回線専用料

2 - 1 - 1 接続専用回線等に係る特定他社接続回線が東日本電信電話株式会社の場合

(1) 高速品目 (1.5Mb/s のもの)

サービスクラスがエコノミークラスのもの

接続専用回線等 1 回線ごとに月額

距離区分			料金額 (税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線 距離	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	140,000 円 (147,000 円)	140,000 円 (147,000 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のも	200,000 円 (210,000 円)	200,000 円 (210,000 円)
		40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	300,000 円 (315,000 円)
	特定他社接続回線が上記 以外のも	360,000 円 (378,000 円)	280,000 円 (294,000 円)	

(注) 特定他社接続回線は、東京都内 (島嶼部を除く) 又は神奈川県内に終始するものに限りま

サービスクラスが通常クラスのもの

接続専用回線等 1 回線ごとに月額

距離区分			料金額 (税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線 距離	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	523,000 円 (549,150 円)	300,000 円 (315,000 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のも	523,000 円 (549,150 円)	480,000 円 (504,000 円)
		40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	523,000 円 (549,150 円)
	特定他社接続回線が上記 以外のも	523,000 円 (549,150 円)	523,000 円 (549,150 円)	

(注) 特定他社接続回線は、東京都内 (島嶼部を除く) 又は神奈川県内に終始するものに限りま

(2) 超高速品目

45Mb/s のもの

接続専用回線等 1 回線ごとに月額

距離区分			料金額 (税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	900,000 円 (945,000 円)	600,000 円 (630,000 円)

(注 1) 特定他社接続回線は、東京都 23 区内 (島嶼部を除く) に終始するものに限りませう。

(注 2) 特定他社接続回線は、デュアルクラスのものに限りませう。

155Mb/s のもの

接続専用回線等 1 回線ごとに月額

距離区分			料金額 (税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	1,200,000 円 (1,260,000 円)	950,000 円 (997,500 円)

(注 1) 特定他社接続回線は、東京都 23 区内 (島嶼部を除く) に終始するものに限りませう。

(注 2) 特定他社接続回線は、デュアルクラスのものに限りませう。

622Mb/s のもの

接続専用回線等 1 回線ごとに月額

距離区分			料金額 (税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	2,250,000 円 (2,362,500 円)	1,950,000 円 (2,047,500 円)

(注 1) 特定他社接続回線は、東京都 23 区内 (島嶼部を除く) に終始するものに限りませう。

(注 2) 特定他社接続回線は、デュアルクラスのものに限りませう。

(3) マルチコネクト品目 (DS3 のもの)

基本料

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
回線距離	20km までのもの	300,000 円 (315,000 円)
	40km までのもの	900,000 円 (945,000 円)

チャンネル分割料

(ア) 専用回線のもの

1チャンネルごとに月額

区 分	クラス	距離区分	料金額 (税込額)
マルチコネク 品目の専用回線に収 容されているチャ ネルの部分	プレミアデュ アルクラス	20km までのもの	60,000 円 (63,000 円)
		40km までのもの	150,000 円 (157,500 円)
	エコノミーハ イクラス	20km までのもの	54,000 円 (56,700 円)
		40km までのもの	135,000 円 (141,750 円)

(注) エコノミーハイクラスのものは当社が別に定める区間に限り提供します。

(イ) 特定他社接続回線がエコノミークラスのもの

月額

区 分	単 位	距 離 区 分		料金額 (税込額)
マルチコネク 品目の接続専用 回線等に収容さ れているチャネ ルの部分	1チャンネル ごとに	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	80,000 円 (84,000 円)
			特定他社接続回線が上記 以外のもの	140,000 円 (147,000 円)
		40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	170,000 円 (178,500 円)
			特定他社接続回線が上記 以外のもの	230,000 円 (241,500 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りです。

(ウ) 特定他社接続回線が通常クラスのもの

月額

区 分	単 位	距 離 区 分		料金額 (税込額)
マルチコネク 品目の接続専用 回線等に収容さ れているチャネ ルの部分	1チャンネル ごとに	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	240,000 円 (252,000 円)
			特定他社接続回線が上記 以外のもの	420,000 円 (441,000 円)
		40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	430,000 円 (451,500 円)

			特定他社接続回線が上記 以外のもの	473,000 円 (496,650 円)
--	--	--	----------------------	-----------------------

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限ります。

(4) アクセス T1 品目

64kb/s のもの

ア 接続専用回線のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分		料金額(税込額)	
		右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	25,000 円 (26,250 円)	25,000 円 (26,250 円)
	40km までのもの	45,000 円 (47,250 円)	40,000 円 (42,000 円)

イ 特定他社接続回線がエコノミークラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	25,000 円 (26,250 円)	25,000 円 (26,250 円)
		特定他社接続回線が上記以外のもの	27,000 円 (28,350 円)	27,000 円 (28,350 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	45,000 円 (47,250 円)	40,000 円 (42,000 円)
		特定他社接続回線が上記以外のもの	47,000 円 (49,350 円)	42,000 円 (44,100 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限ります。

ウ 特定他社接続回線が通常クラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	40,000 円 (42,000 円)	40,000 円 (42,000 円)
		特定他社接続回線が上記以外のもの	42,000 円 (44,100 円)	42,000 円 (44,100 円)

	40km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	60,000 円 (63,000 円)	55,000 円 (57,750 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	62,000 円 (65,100 円)	57,000 円 (59,850 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限ります。

128kb/s のもの

ア 接続専用回線のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分		料金額(税込額)	
		右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	34,500 円 (36,225 円)	34,500 円 (36,225 円)
	40km までのもの	70,000 円 (73,500 円)	60,000 円 (63,000 円)

イ 特定他社接続回線がエコノミークラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	34,500 円 (36,225 円)	34,500 円 (36,225 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	36,500 円 (38,325 円)	36,500 円 (38,325 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	36,500 円 (38,325 円)	36,500 円 (38,325 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	70,000 円 (73,500 円)	60,000 円 (63,000 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	72,000 円 (75,600 円)	62,000 円 (65,100 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	72,000 円 (75,600 円)	62,000 円 (65,100 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限ります。

ウ 特定他社接続回線が通常クラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	45,000 円 (47,250 円)	45,000 円 (47,250 円)
		特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	45,000 円 (47,250 円)	45,000 円 (47,250 円)

		特定他社接続回線が上記 以外のもの	47,000 円 (49,350 円)	47,000 円 (49,350 円)
	40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	80,000 円 (84,000 円)	70,000 円 (73,500 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	82,000 円 (86,100 円)	72,000 円 (75,600 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りませす。

192kb/s のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線 距離	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	260,000 円 (273,000 円)	125,000 円 (131,250 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	260,000 円 (273,000 円)	200,000 円 (210,000 円)
	40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	260,000 円 (273,000 円)	200,000 円 (210,000 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	260,000 円 (273,000 円)	260,000 円 (273,000 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りませす。

256kb/s のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線 距離	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	289,000 円 (303,450 円)	156,000 円 (163,800 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	289,000 円 (303,450 円)	250,000 円 (262,500 円)
	40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	289,000 円 (303,450 円)	250,000 円 (262,500 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	289,000 円 (303,450 円)	289,000 円 (303,450 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りませす。

384kb/s のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額（税込額）	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線 距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	345,000 円 (362,250 円)	183,000 円 (192,150 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	345,000 円 (362,250 円)	293,000 円 (307,650 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	345,000 円 (362,250 円)	293,000 円 (307,650 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	345,000 円 (362,250 円)	345,000 円 (362,250 円)

（注）特定他社接続回線は、東京都内（島嶼部を除く）又は神奈川県内に終始するものに限ります。

512kb/s のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額（税込額）	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線 距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	382,000 円 (401,100 円)	199,000 円 (208,950 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	382,000 円 (401,100 円)	319,000 円 (334,950 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	382,000 円 (401,100 円)	319,000 円 (334,950 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	382,000 円 (401,100 円)	382,000 円 (401,100 円)

（注）特定他社接続回線は、東京都内（島嶼部を除く）又は神奈川県内に終始するものに限ります。

768kb/s のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額（税込額）	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一都県内に終始するもの
回線 距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	446,000 円 (468,300 円)	232,000 円 (243,600 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	446,000 円 (468,300 円)	372,000 円 (390,600 円)

	40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	446,000 円 (468,300 円)	372,000 円 (390,600 円)	
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	446,000 円 (468,300 円)	446,000 円 (468,300 円)	
		40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	446,000 円 (468,300 円)	372,000 円 (390,600 円)
			特定他社接続回線が上記 以外のもの	446,000 円 (468,300 円)	446,000 円 (468,300 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りませ

1Mb/s (1.152Mbit/秒) のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同 一都県内に終始するもの
回線 距離	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	484,000 円 (508,200 円)	266,000 円 (279,300 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	484,000 円 (508,200 円)	426,000 円 (447,300 円)
		特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	484,000 円 (508,200 円)	426,000 円 (447,300 円)
	40km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	484,000 円 (508,200 円)	426,000 円 (447,300 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	484,000 円 (508,200 円)	484,000 円 (508,200 円)
		特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	484,000 円 (508,200 円)	426,000 円 (447,300 円)

(注) 特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りませ

2 - 1 - 2 接続専用回線等に係る特定他社接続回線が西日本電信電話株式会社の場合

(1) 高速品目(1.5Mb/sのもの)

サービスクラスがエコノミークラスのもの

接続専用回線等 1 回線ごとに月額

距離区分			料金額(税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同 一府県内に終始するもの
回線 距離	20km まで のもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	158,600 円 (166,530 円)	158,600 円 (166,530 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	214,700 円 (225,435 円)	214,700 円 (225,435 円)
		特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	158,600 円 (166,530 円)	158,600 円 (166,530 円)

	40km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	318,600 円 (334,530 円)	238,600 円 (250,530 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	374,700 円 (393,435 円)	294,700 円 (309,435 円)

(注) 特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りませす。

サービスクラスが通常クラスのもの

接続専用回線等 1 回線ごとに月額

距離区分			料金額 (税込額)	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	523,000 円 (549,150 円)	300,000 円 (315,000 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	523,000 円 (549,150 円)	480,000 円 (504,000 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一 単位料金区域内のもの	523,000 円 (549,150 円)	480,000 円 (504,000 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	523,000 円 (549,150 円)	523,000 円 (549,150 円)

(注) 特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りませす。

(2) マルチコネクタ品目 (DS3 のもの)

基本料

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
		回線距離
	40km までのもの	900,000 円 (945,000 円)

チャネル分割料

ア 専用回線のもの

1 チャネルごとに月額

区分	クラス	距離区分	料金額 (税込額)
マルチコネクタ品目の専用回線に収容されているチャネルの部分	プレミアデュアルクラス	20km までのもの	60,000 円 (63,000 円)
		40km までのもの	150,000 円 (157,500 円)

イ 特定他社接続回線がエコノミークラスのもの

月額

区 分	単 位	距 離 区 分		料金額 (税込額)
マルチコネクト品目の接続専用回線等に収容されているチャンネルの部分	1チャンネルごとに	20km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	98,600 円 (103,530 円)
			特定他社接続回線が上記以外のもの	154,700 円 (162,435 円)
		40km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	188,600 円 (198,030 円)
			特定他社接続回線が上記以外のもの	244,700 円 (256,935 円)

(注) 特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りません。

ウ 特定他社接続回線が通常クラスのもの

月額

区 分	単 位	距 離 区 分		料金額 (税込額)
マルチコネクト品目の接続専用回線等に収容されているチャンネルの部分	1チャンネルごとに	20km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	240,000 円 (252,000 円)
			特定他社接続回線が上記以外のもの	420,000 円 (441,000 円)
		40km までのもの	特定他社接続回線が同一単位料金区域内のもの	430,000 円 (451,500 円)
			特定他社接続回線が上記以外のもの	473,000 円 (496,650 円)

(注) 特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りません。

(3) アクセス T1 品目

64kb/s のもの

ア 接続専用回線のもの

1 端末アクセスごとに月額

距 離 区 分		料金額 (税込額)	
		右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	25,000 円 (26,250 円)	25,000 円 (26,250 円)
	40km までのもの	45,000 円 (47,250 円)	40,000 円 (42,000 円)

イ 特定他社接続回線がエコノミークラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額（税込額）	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一府県内に終始するもの
回線 距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一	27,200 円	27,200 円
		単位料金区域内のもの	(28,560 円)	(28,560 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	29,100 円 (30,555 円)	29,100 円 (30,555 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一	47,200 円	42,200 円
		単位料金区域内のもの	(49,560 円)	(44,310 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	49,100 円 (51,555 円)	44,100 円 (46,305 円)

（注）特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限ります。

ウ 特定他社接続回線が通常クラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額（税込額）	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一府県内に終始するもの
回線 距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一	40,800 円	40,800 円
		単位料金区域内のもの	(42,840 円)	(42,840 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	42,700 円 (44,835 円)	42,700 円 (44,835 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一	60,800 円	55,800 円
		単位料金区域内のもの	(63,840 円)	(58,590 円)
		特定他社接続回線が上記 以外のもの	62,700 円 (65,835 円)	57,700 円 (60,585 円)

（注）特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限ります。

128kb/s のもの

ア 接続専用回線のもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分		料金額（税込額）	
		右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一府県内に終始するもの
回線距離	20km までのもの	34,500 円 (36,225 円)	34,500 円 (36,225 円)
	40km までのもの	70,000 円 (73,500 円)	60,000 円 (63,000 円)

イ 特定他社接続回線がエコノミークラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額（税込額）	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一府県内に終始するもの
回線 距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一	37,400 円	37,400 円
		単位料金区域内のもの	(39,270 円)	(39,270 円)
		特定他社接続回線が上記以外のもの	39,000 円 (40,950 円)	39,000 円 (40,950 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一	72,900 円	62,900 円
		単位料金区域内のもの	(76,545 円)	(66,045 円)
		特定他社接続回線が上記以外のもの	74,500 円 (78,225 円)	64,500 円 (67,725 円)

（注）特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りませう。

ウ 特定他社接続回線が通常クラスのもの

1 端末アクセスごとに月額

距離区分			料金額（税込額）	
			右欄以外のもの	その接続専用回線等が同一府県内に終始するもの
回線 距離	20km までのもの	特定他社接続回線が同一	46,200 円	46,200 円
		単位料金区域内のもの	(48,510 円)	(48,510 円)
		特定他社接続回線が上記以外のもの	47,900 円 (50,295 円)	47,900 円 (50,295 円)
	40km までのもの	特定他社接続回線が同一	81,200 円	71,200 円
		単位料金区域内のもの	(85,260 円)	(74,760 円)
		特定他社接続回線が上記以外のもの	82,900 円 (87,045 円)	72,900 円 (76,545 円)

（注）特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りませう。

2 - 2 加算額

2 - 2 - 1 接続専用回線（マルチコネクタ品目のチャンネルが専用回線となる場合を含みます。）に係るもの
月額

料金種別	単 位	区 分	料金額（税込額）
ア 回線終端装置	1 台ごとに	64kb/s 用のもの	1,000 円 (1,050 円)
		128kb/s 用のもの	2,000 円 (2,100 円)
		1.5Mb/s 用のもの	9,500 円 (9,975 円)
		45Mb/s,155Mb/s 又は 622Mb/s 用のもの	20,000 円 (21,000 円)
イ 配線設備	1 配線ごとに	64kb/s の場合	1,000 円 (1,050 円)
		128kb/s,1.5Mb/s,45Mb/s,155Mb/s 又は 622Mb/s の場合	2,000 円 (2,100 円)

（注）上表の加算額については、1の接続専用回線について、1の終端ごとに回線終端装置を1台（又は配線設備を1配線）として料金額を適用します。

2 - 2 - 2 特定他社接続回線に係るもの

月額

特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する料金額と同額
備考 当社は、加算額について、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する料金額を適用するにあたって、その料金額の適用を除外すること又は減額して適用することがあります。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 高速専用サービスに関する工事費

(1) 適用

区 分	内 容
工事費の適用	工事費は、工事を要する専用回線及び接続専用回線について、1の工事ごとに適用します。
工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア 回線終端装置に係る工事 回線終端装置の工事を要する場合（パッケージの追加・取替えを含みます。）に適用します。</p> <p>イ 配線設備に係る工事 配線設備の工事を要する場合に適用します。</p> <p>ウ 回線接続工事 専用回線等について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</p>

(2) 工事費の額

1の工事ごとに

工事の種類	区 分	工事費の額(税込額)
回線終端装置に係る工事	ア 専用契約の申込み又は専用回線の増設請求の場合	4,500円 (4,725円)
	イ ア以外の専用回線に係る請求の場合	別に算定する実費
配線設備に係る工事	ア 専用契約の申込み又は専用回線の増設請求の場合	8,000円 (8,400円)
	イ ア以外の専用回線に係る請求の場合	別に算定する実費
回線接続工事	45Mb/s,155Mb/s,622Mb/s, 1G Fibre Channel SM, 1G Fibre Channel MM, 2G Fibre Channel SM, 2G Fibre Channel MM, 2.4Gb/s, 10Gb/s, 10BaseT,100BaseFX,100BaseTX, 1000BaseSX,1000BaseLX 又は 10GBaseLR の場合	1,000円 (1,050円)

備考

1. 上表に規定する「専用回線の増設の請求」は、マルチコネクタ品目D S 3のチャンネルの増設又はアクセスT 1品目の端末アクセスの増設の請求をいいます。(以下、この第2表(工事に関する費用)において同じとします。)
2. 「専用契約の申込み又は専用回線の増設請求」の場合であって工事の着手後完了前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。
3. その専用回線が専用契約の解除又は専用回線の廃止請求と同時に「専用契約の申込み又は専用回線の増設請求」を行うこととなる場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。
4. 備考3に規定する「専用回線の廃止請求」は、マルチコネクタ品目D S 3のチャンネルの廃止又はアクセスT 1品目の端末アクセスの廃止の請求をいいます。(以下、この第2表(工事に関する費用)において同じとします。)

2 接続高速専用サービスに関する工事費

- (1) 接続専用回線(マルチコネクタ品目のチャンネルが専用回線となる場合を含みます。)に係る工事費
1(高速専用サービスに関する工事費)に規定する工事費と同額

- (2) 特定他社接続回線に係る工事費
適用

工事費の適用	
ア 特定他社接続回線に係る工事費の適用	当社は、特定他社接続回線に係る工事費について、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する工事に関する費用の適用に準じて取り扱うほか、当該特定事業者との間で締結した相互接続協定に規定する工事費を適用して取り扱います。
イ 工事費の適用除外及び減額の適用	当社は、(工事費の額)の規定にかかわらず、当該特定事業者との間で締結した相互接続協定に基づき、又は工事の態様等を勘案して、その工事費の額について適用を除外すること又は減額して適用することがあります。

工事費の額

工事費の額
特定事業者の定める専用サービス契約約款及び相互接続協定に規定する工事費の額

3 付加機能に関する工事費

付加機能に関する工事費の適用及び工事費の額は当社が別に定めるところによります。

第2 線路等設備費

1 適用

区 分	内 容
線路等設備費	<p>ア 線路等設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>当社がその専用契約者からの専用契約の申込み又は工事を要する請求に基づき、専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）及び建物内において専用回線を設置するために必要な電気通信設備（その電気通信設備を設置するための管路等を含みます。）の部分（配線盤から回線終端装置までの間の配線設備及び回線終端装置を除きます。）</p> <p>イ 第37条（線路等設備費の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その専用契約者から専用契約の申込み又は専用回線の増設請求があった専用回線について提供を開始した場合は、線路等設備費の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その専用回線について専用契約の解除又は専用回線の廃止請求と同時に専用契約の申込み又は専用回線の増設請求を行うこととなる場合は、線路等設備費の支払いを要します。</p> <p>ウ 前イの規定にかかわらず、その専用契約者から専用契約の申込み又は専用回線の増設請求があった専用回線について工事の着手後完了前に専用契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合は、第37条第3項の規定を適用します。</p> <p>エ 接続専用回線（他社料金設定回線に限ります。）については、第37条の規定は適用しません。</p>

2 線路等設備費の額

区 分	線路等設備費の額
線路等設備費	別に算定する実費

別表 基本的な技術的事項

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	送出電圧等
高 速 品 目	64kb/s, 128kb/s, 192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1.024Mb/s, 1.5Mb/s	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS10173 準拠)	1.544 Mbit/s	B 8 Z S 符号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
	2Mb/s	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS10173 準拠)	2.048 Mbit/s	H D B 3 符号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
超 高 速 品 目	45Mb/s	B N C 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 CNC02 準拠)	44.736 Mbit/s	B 3 Z S 符号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
	155Mb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.52 Mbit/s	スクランブルド 2 値 N R Z 符号	平均送出電力 -5dBm ~ -10dBm
	622Mb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	622.08 Mbit/s	スクランブルド 2 値 N R Z 符号	平均送出電力 -5dBm ~ -10dBm
	1G Fibre Channel SM	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	ANSI INCITS 230 準拠		
	1G Fibre Channel MM	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	ANSI INCITS 297 準拠		
	2G Fibre Channel SM	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	ANSI INCITS 297 準拠		
	2G Fibre Channel MM	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	ANSI INCITS 297 準拠		
	2.4Gb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	2488.32 Mbit/s	スクランブルド 2 値 N R Z 符号	平均送出電力 -3dBm ~ -6dBm
	10Gb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	9953.28 Mbit/s	スクランブルド 2 値 N R Z 符号	平均送出電力 -1dBm ~ -6dBm
	イーサネット 品目	10BaseT	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE 802.3 準拠	
100BaseFX		F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE 802.3u 準拠		

	100BaseTX	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)			
	1000BaseSX	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)			I E E E 8 0 2 . 3 z 準拠
	1000BaseLX	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)			
	10GBaseLR	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)			I E E E 8 0 2 . 3 ae 準拠
マルチコネクタ D S 3 品目		B N C 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 CNC02 準拠)	44.736 Mbit/s	B 3 Z S 符 号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
アクセス T 1 品目		8 端子コネクタ (ISO 標準 IS10173 準拠)	1.544 Mbit/s	B 8 Z S 符 号	最大送出電力 +5.7dBm 以下

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している イーサネット品目の 10 Mb / s については、この改正規定実施日にイーサネット品目の 10 B a s e T に、 多重アクセス品目の 1 . 5 Mb / s については、この改正規定実施日にマルチコネクタ品目の T 1 に、それぞれ移行したものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりと

します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 6 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 3 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているマルチコネクタ品目の T 1 並びに高速品目(接続専用回線を除きます。)の 64kb/s 及び 128kb/s に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 10 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 12 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 21 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているセパレート品目に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているイーサネット品目の接続専用回線については、この改正規定実施日にイーサネット品目のプレミアデュアルクラスの接続専用回線に移行したものとみなして取り扱います。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 7 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従

前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 5 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 26 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している専用サービス等については、第 14 条（契約期間）の契約期間に係る規定は適用しません。

ただし、この改正規定実施日以降に、専用サービス等の品目、サービスクラスによる区別若しくはサービスグレードによる区別の変更、専用回線の移転又は第 1 類で規定する品目と第 2 類で規定する品目相互間における変更等があった場合は、第 14 条（契約期間）の契約期間に係る規定を適用します。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 30 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (K V H - L 1)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (K V H - L 2)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している専用サービスについては、この改正規定実施日に高速専用サービスに移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している接続専用サービスについては、この改正規定実施日に接続高速専用サービスに移行したものとみなして取り扱います。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (K V H - L 3)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 9 月 16 日から実施します。

(経過措置)

- 2 専用契約者は、この改正規定実施日以降に、専用サービスの申込み又は線路等設備の設置を要する工事の請求をしたときは、第46条（線路等設備費の支払義務）の線路等設備費に係る規定を適用します。
- 3 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているイーサーネット品目（接続専用回線のものを除きます。）の1000BaseSX又は1000BaseLXについては、この改正規定実施日にイーサーネット品目のプレミアデュアルクラスの1000BaseSX又は1000BaseLXに移行したものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているイーサーネット品目のエコノミーデュアルクラスの10GBaseLRについては、この改正規定実施日にイーサーネット品目のエコノミーハイクラスの10GBaseLRに移行したものとみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（KVH-L4）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（KVH-L5）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附 則（KVH-L6）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している高速品目の1.5Mb/s（接続専用回線のものを除きます。）については、この改正規定実施日に高速品目のプレミアデュアルクラスの1.5Mb/sに移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（KVH-L7）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している高速品目の2 Mb/s(接続専用回線のものを除きます。)については、この改正規定実施日に高速品目のプレミアムデュアルクラスの2 Mb/sに移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているマルチコネクタ品目のチャンネルについては、この改正規定実施日にマルチコネクタ品目のプレミアムデュアルクラスのチャンネルに移行したものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - L 8)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 28 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している国際専用サービスに関する「提供条件及びサービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用」については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - L 9)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - L 1 0)

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 3 月 10 日から実施します。

附 則 (K V H - L 1 1)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているイーサネット品目(接続専用回線のものを除きます。)の「10BaseT、100BaseFX 又は 100BaseTX」については、この改正規定実施日にイーサネット品目の「プレミアムデュアルクラスの

10BaseT、100BaseFX 又は 100BaseTX」に移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - L 1 2)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - L 1 3)

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 6 月 20 日から実施します。

附 則 (K V H - L 1 4)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している「国際専用サービス」については、この改正規定実施日に「国際専用サービス契約約款」に規定する「国際専用サービス」に移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - L 1 5)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - L 1 6)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 23 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。